

建設工事事故等の発生状況 及び防止対策について

令和7年度

熊本県天草広域本部
土木部技術管理課

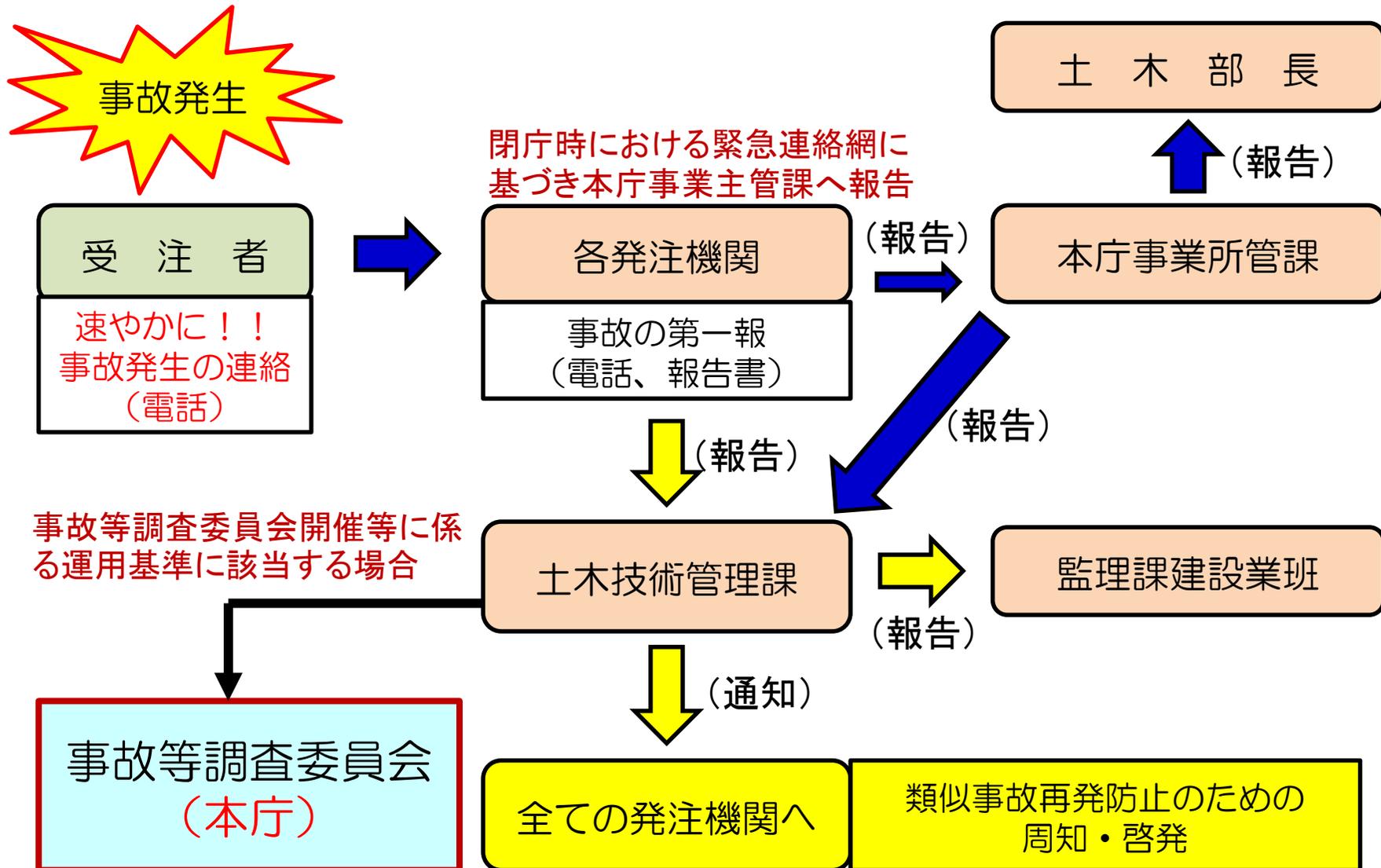
目 次

第1章 建設工事事故等の発生状況 -----	p 2
1) 建設工事事故等が発生した場合の事故報告の流れについて<p 3>	
2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について<p 4>	
3) 建設工事事故データベース (SAS) への報告の概要<p 14>	
4) 建設工事事故データベース (SAS) に登録する登録対象事故の定義<p 15>	
5) 建設工事事故等報告における事故の定義【土木部】<p 16>	
6) 建設工事事故等発生状況 (土木部発注)<p 17>	
7) 建設事故又は公衆災害を起こした場合の工事成績評定 (減点) について<p 19>	
8) 総合評価落札方式に係る工事成績評定点の取り扱いについて<p 20>	
第2章 安全確保に関する基準・通知等 -----	p 22
★土木工事共通仕様書 (平成31年度版)<p 23>	
1) 工事の安全に係る主な関係法令・基準等<p 24>	
★労働安全衛生法等に記載される基本的な用語及び 事業者責任 について<p 25>	
2) 労働安全衛生法に定める発注者、事業者等の責務について<p 26>	
3) 安全管理に関する主な基準等<p 27>	
4) 関係法令、基準等のうち関連する事故の事例<p 50>	
5) 「災害の種類別安全管理」について (中部地整資料)<p 58>	
第3章 安全確保のための施策 -----	p 69
1) 建設工事事故防止のための重点対策の実施について<p 70>	
2) 注意喚起及び改正等の通知文書 (5項目)<p 71>	
3) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止<p 92>	
4) 建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施及び誘導者、合図者の未配置による事故防止<p 95>	
5) ダンプトラック等による過積載の防止に係る指導事項<p 101>	
第4章 過去の事故発生事例 (別添資料参照)	

第1章 建設工事事故等の発生状況

- 1) 建設工事事故等が発生した場合の事故報告の流れについて（土木部）
- 2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について
- 3) 建設工事事故データベース（SAS）への報告の概要
- 4) 建設工事事故データベース（SAS）に登録する登録対象事故の定義
- 5) 建設工事事故等報告における事故の定義【土木部】
- 6) 建設工事事故等発生状況（土木部発注）：平成9年度～令和5年度
※分析資料：棒グラフ及び折れ線グラフ
- 7) 建設事故又は公衆災害を起こした場合の工事成績評定（減点）について
- 8) 総合評価落札方式に係る工事成績評定点の取り扱いについて
 - 企業に係る評価項目
 - 配置予定技術者に係る評価項目

1) 建設工事事象等が発生した場合の事故報告の流れについて (土木部)



2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について

(I) 土木工事共通仕様書における「安全管理」等に関する記載（抜粋）

<1-1-30 工事中の安全確保>

1. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
6. 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
8. 受注者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について」に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
14. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、「労働安全衛生法」等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいた適切な措置を講じておかななければならない。

<1-1-33 事故報告>

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（[工事事故報告書](#)）で指示する期日までに、提出しなければならない。

2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について

4.2.4 事故速報様式

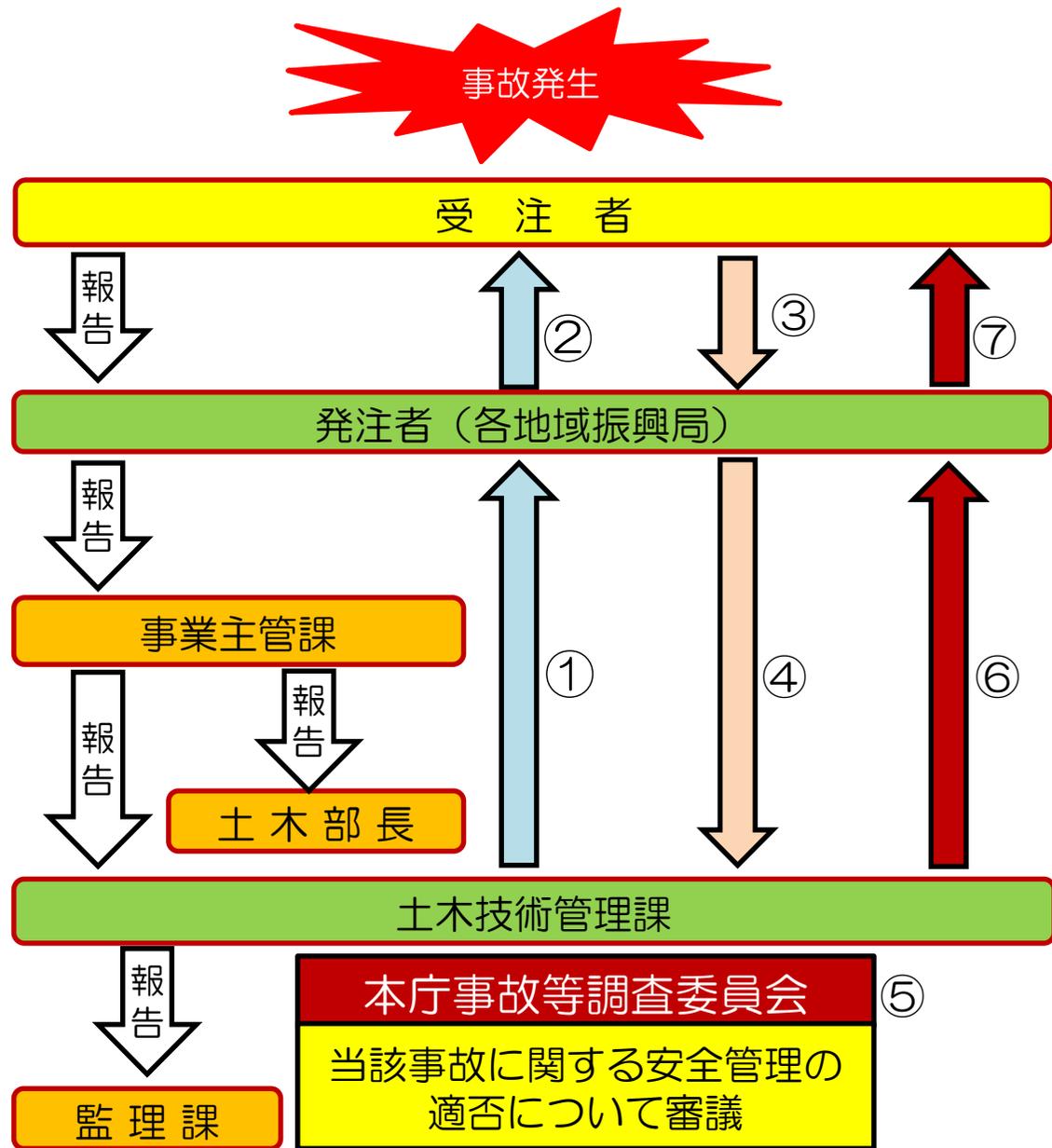
統一様式

様式-1.3

事 故 速 報 (第 報)							
情報の通報者名		(受注者名、第三者名等)					
令和 年 月 日 時 分受信							
主管課長	班 長	参 事	課 員				監督員
発信者						受信者	
事故発生月日	令和 年 月 日 () 時 分					天候(温度)	
事故発生場所							
工事名	◎◎◎◎線○○○○(●●●)工事						
工期	から			契約区分	本庁 ・ 出先		
	まで						
受注者名							
事故の内訳	氏 名	年 齢	性 別	職 種	被害の程度	備 考(病院名等)	
事故の概要	※事故の原因、経緯、処置等						
備考	※関係機関(労働基準監督署、警察署等)対応状況 ・被災者の装備、自然環境の状況(河川水位等) ・下請負人等の商号又は名称 ・物的被害の場合は、規模、被害額等 ・連絡先等						

※ ①この様式はA4で使用し、事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付すること。
 ②工事事故発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行ものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について (フロー図)



- ①事故等調査委員会の開催が必要な場合、各発注機関へ開催要請を通知。
- ②事故等調査委員会開催に必要な資料の提出を依頼。
- ③事故等調査委員会開催に必要な資料の提出。
- ④提出された資料を基に、局事故等調査委員会を開催し土木技術管理課へ提出。
- ⑤本庁事故等調査委員会の開催。
- ⑥本庁事故等調査委員会の審議結果を通知。
- ⑦安全管理に関する審議結果を通知。

◇事故等調査委員会開催の判断については、労働基準監督署、怪我の完治状況及び補修費用等を基にして判断。

2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について（必要な資料）

1) 事故発生当日の作業概要及び作業内容の詳細	11) 事故発生に係る時系列整理表
2) 事故発生状況の資料（図面及び写真等）	12) 事故発生後に開催された「再発防止対策会議」等資料
3) 工事発生前月末時点での工事進捗状況	13) 事故発生後に労働基準監督署からの求めに応じて提出した資料（労働者死傷病報告書等）
4) 当日の作業体制（下請、警備員等全ての作業員）	14) 事故発生後に労働基準監督署から交付された資料（指導票、是正勧告書等）
5) 事故発生当日の作業員等の配置図	15) 被災された方の診断書（個人情報となるため、本人の承諾を得た上で提出のこと）
6) 事故発生当日の現場代理人の所在	16) 施工計画書（当初）
7) 事故発生前（一週間程度）の作業日報及び危険予知活動の資料	17) 労働災害の場合は、「完治日」及び「現場復帰日」が後ほど必要になります
8) 新規入場者がある場合には、新規入場者教育資料	18) 物損公衆災害（ケーブル切断、一般車両損傷等）の場合は補修に係る見積書
9) 月1回の開催が必要な「安全訓練」等の資料	19) 熱中症の場合は、「暑さ指数の低減、休憩所の整備、服装、作業時間の短縮、暑熱順化への対応、水分・塩分の摂取、ブレークーリング、日常の健康管理、異常時の措置等」についての各種資料
10) 店社パトロール資料（事故発生前の直近で実施されたもの）	20) 車両系建設機械及び振動工具等の各種規定に基づいた資格等の資料

※建設事故等の発生状況（内容）により、提出頂く資料が異なります。

2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について

労働者死傷病報告 別添

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働者死傷病報告(表面)

労働者死傷病報告(表面)		別添	
労働者死傷病報告(表面)			
81001		事業の種類	
カナ 漢字		事業の種類	
工事名		事業の種類	
職員記入欄 労働者の事業の種類 事業の種類		労働者の被災した事業は、被災地の事業の種類 被災地の事業の種類	
電話 ()		被災労働者の被災した事業は、被災地の事業の種類 被災地の事業の種類	
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。) カナ 漢字		生年月日 性別	
就業見込期間又は既に計算(既)の期間(日に) 休業見込		職務名 職務部位 被災地の場所	
災害発生状況及び原因 ①どのような場所で②どのような作業をしているときに③どのような状況で④どのような不安定な状況が⑤どのような災害が生じたかを詳細に記入すること。		略図(発生時の状況を図示すること。) 図面・地域コード 在留資格コード 職員記入欄 事業の種類 事業の種類 事業の種類 事業の種類	
報告書作成者 職氏名		年 月 日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿	
		受付印	

2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について

労働者死傷病報告

年 月から 年 月まで

様式第24号(第97条関係)

事業の種類	事業場の名称（建設業にあっては工事名を併記のこと。）				事業場の所在地		電話	労働者数
							()	
被災労働者の氏名	性別	年齢	職種	派遣労働者の場合は欄に○	発生日	傷病名及び傷病の部位	休業数	災害発生状況
	男・女	歳			月 日		日	
	男・女	歳			月 日		日	
	男・女	歳			月 日		日	
	男・女	歳			月 日		日	
	男・女	歳			月 日		日	
	男・女	歳			月 日		日	
	男・女	歳			月 日		日	
	男・女	歳			月 日		日	
報告書作成者職氏名	職名 氏名							

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿



備考 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、それぞれ所轄労働基準監督署に提出すること。
氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について

殿 同種災害・類似災害再発防止対策書

令和 年 月 日に発生した災害に係る労働災害防止対策について次のとおり報告します。

①	②		
③	④	⑤	⑥
⑦	⑧	⑨	⑩
⑪安全管理者・安全衛生推進者の職氏名			
⑫災害の発生状況			
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"><h2 style="color: red; margin: 0;">参考資料</h2></div>			
⑬災害の発生原因			

⑭災害に対する被災者の所見
⑮事業主または安全担当者（安全管理者、安全推進者、職長等）の同種災害防止に対する所見
⑯使用者の同種災害防止のためにとった措置

事業場の名称
事業者の職氏名

令和 年 月 日

2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について

様式第2の1号の2

是 正 勸 告 書		
令和 年 月 日		
殿		
労働基準監督署		
労働基準監督官		
<p>貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。</p> <p>なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。</p> <p>また、「法条項等」欄に <input type="checkbox"/> 印を付した事項については、同種違反の繰り返しの防止のための点検責任者を事項ごとに指名し確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。</p>		
法条項等	違反事項	是正期日
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">参考資料</div>		
受領年月日	令和 年 月 日	(1) 枚のうち
受領者職氏名		(1) 枚 日

(注意) 一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害が発生させた場合には、是正期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。二、この勧告書は三年間保存して下さい。

使用停止等命令書				
令和〇年〇月〇日				
〇〇〇〇 株式会社				
代表取締役 〇〇 〇〇 殿				
〇〇 労働基準監督署				
労働基準監督署長 〇〇 〇〇 印				
<p>〇〇〇〇における下記の「命令の対象物件」欄記載の物件等に関し、「違反法令」欄記載のとおり違反があるので、労働基準法第96条の3、103条、労働安全衛生法第98条に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「命令の期間又は期日」欄記載のとおり命令します。</p> <p>なお、この命令に違反した場合には送検手続をとることがあります。</p>				
番号	命令の対象物件等	違反法令	命令の内容	命令の期間又は期日
1	30トンプレス機	安衛法第20条 (安則第131条)	安全囲い等、又は安全装置を取付けること。	令和〇年〇月〇日
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 上記命令について、当該違反が是正された場合には、その旨報告して下さい。なお、「番号」欄に口印を付した事項については、今後同種違反の繰り返しの防止のための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置して併せて連絡してください。 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣〇〇労働局長〇〇労働基準監督署長に対して審査請求することができます。(命令があった日から1年を経過した場合は除きます。) この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することが出来ます。(命令があった日から1年を経過した場合は除きます。) この命令書は3年間保存してください。 				
受領年月日			令和〇年〇月〇日	
受領者職氏名			△△△△ 〇〇 〇〇	

2) 建設工事事故等発生に伴う対応等について

様式第23号

是 正 報 告 書

令和 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業場所在地
事業場名称
代表者職氏名

令和 年 月 日 貴署 監督官の監督指導の際、指摘を受けた事項について
下記のとおり是正しましたので報告します。

記

1. 使用停止等命令又は是正勧告事項

法条項等 (番号)	違反事実	是正の状況	是正年月日
	参考資料		

* 記載注意

- 1 「法条項等、(番号)」「違反事実」欄は是正勧告書、使用停止等命令書の要点を記載してください。
- 2 「是正の状況」欄は具体的に次のように記載してください。
(例) 2. 8トン天井クレーンのフックに外れ止め装置を取り付けました。
- 3 報告は是正期日後遅滞なく報告してください。
なお、使用停止命令書に基づくものについては、当該違反が是正された場合に報告してください。
- 4 設備関係・掲示関係の是正をした場合には報告書になるべく写真を添えてください。
賃金、退職金、解雇予告手当等を支払って是正した場合には、支払ったことが分かる書面(領収書等)を添付してください。

改 善 報 告 書

令和 年 月 日

労働基準監督署長 殿

事業場名 _____
所在地 _____
代表者職氏名 _____

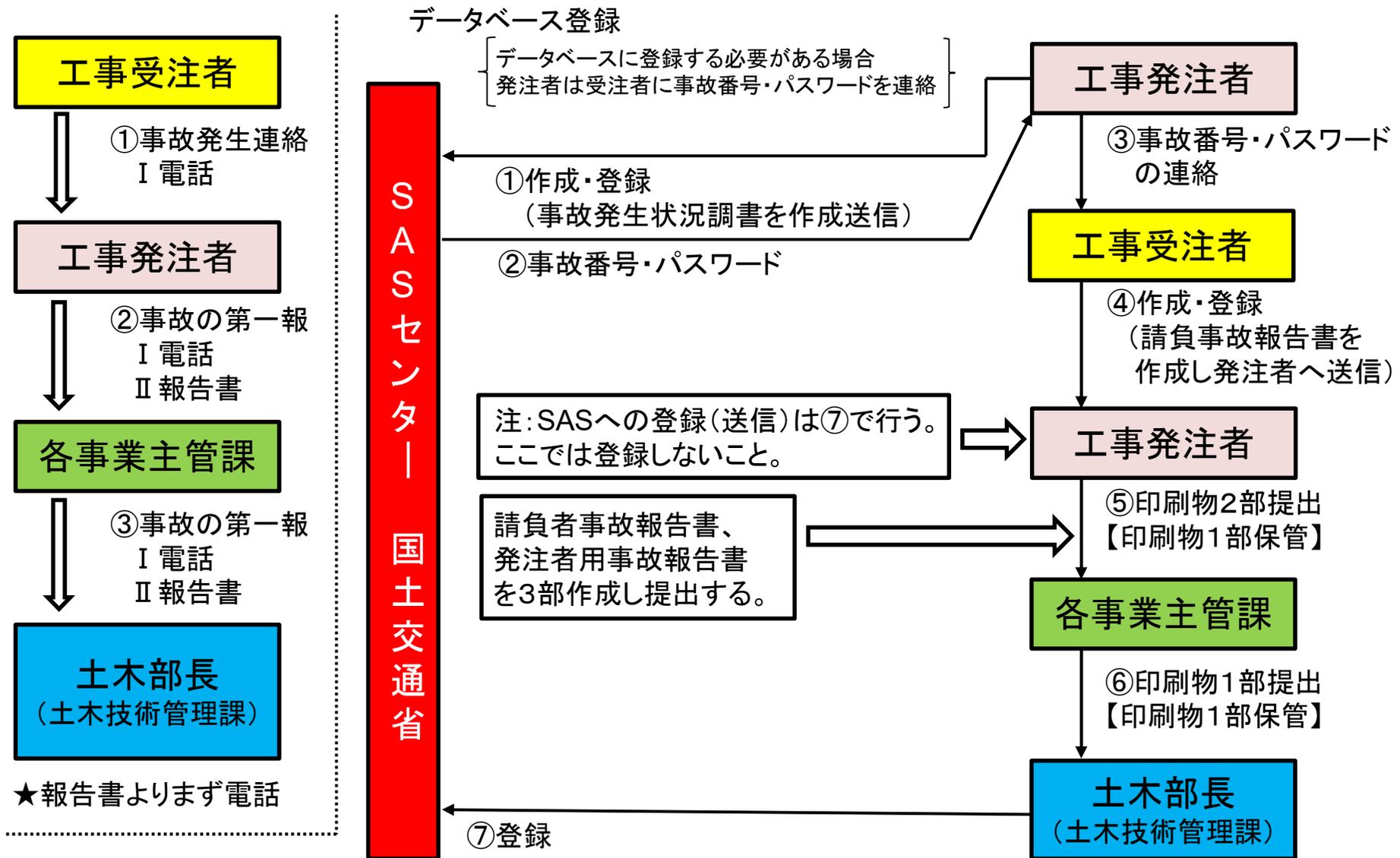
令和 年 月 日、 技官より指摘を受けた労働基準法、
労働安全衛生法及び指導事項について、下記のとおり改善しましたので
報告します。

記

項 目	改 善 結 果	改善完了日
	参考資料	

労働基準監督署

3) 建設工事事故データベース (SAS) への報告の概要



【SASセンター】ホームページアドレス <http://sas.hrr.mlit.go.jp>

4) 建設工事事故データベース (SAS) に登録する登録対象 事故の定義

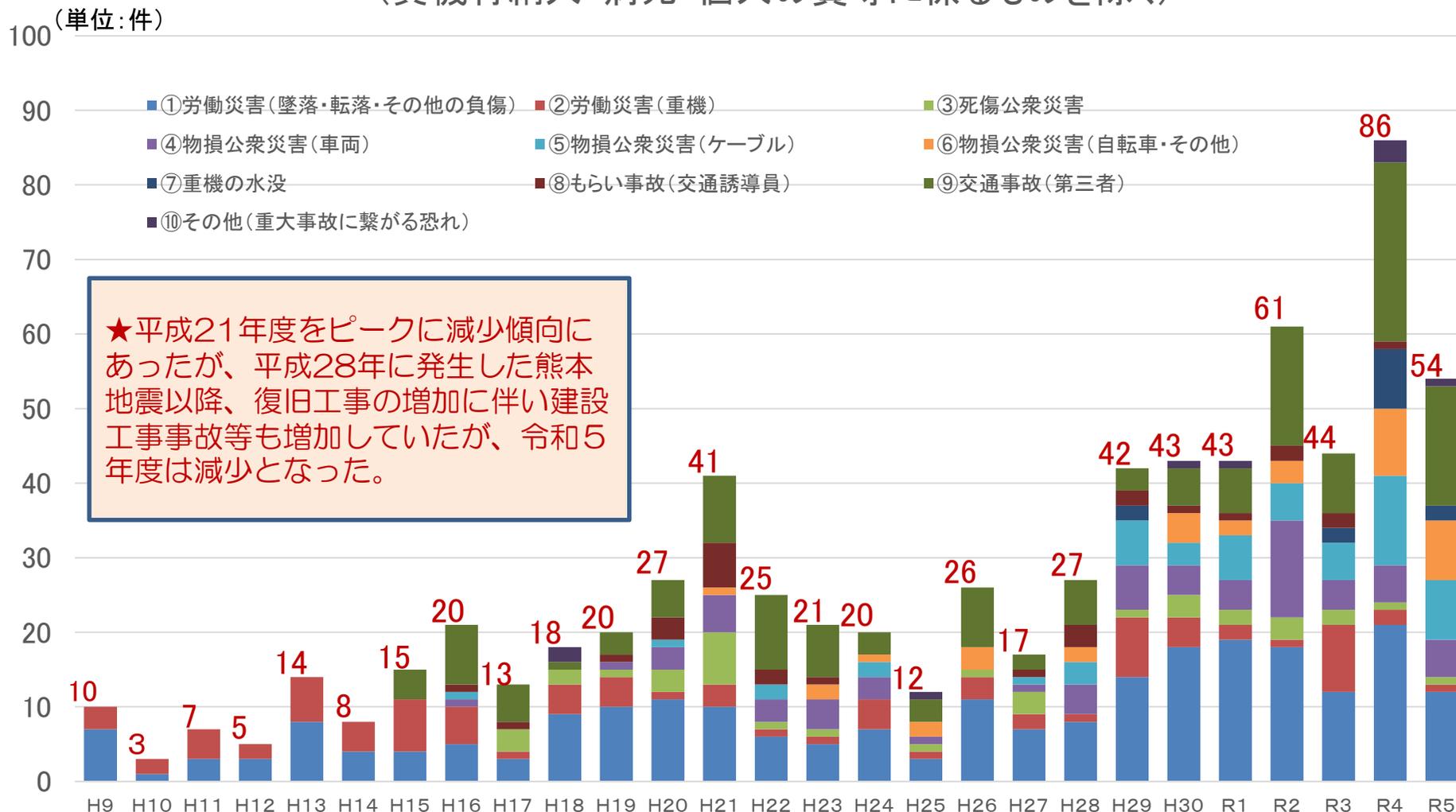
事故の分類	事故の定義
<p>労働災害 (工事作業が起因して、 工事関係者が死傷した事 故)</p>	<p>工事作業場内又はその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡又は負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業（土木工事共通仕様書の総則「1-1-32 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という。）が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。 *工事作業場： 工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。 *隣接区域： 本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。</p>
<p>もらい事故 (第三者の行為が起因し て、工事関係者が死傷し た事故)</p>	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>
<p>死傷公衆災害 (工事作業が起因して、 当該工事関係者以外の第 三者が死傷した事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業又は輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>
<p>物損公衆災害 (工事作業が起因して、 当該工事関係者以外の第 三者の資産に損害が生じ た事故)</p>	<p>工事区域における工事関係作業又は輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故で、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。</p>

5) 建設工事事故等報告における事故の定義【土木部】

事故の分類	事故の定義
<p>労働災害（工事関係作業等が起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事作業場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡又は負傷した事故。 ・ 資機材、工事製品等の輸送作業（以下「輸送作業」という。）が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 <p>* 工事作業場： 工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等、工事のために固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。</p> <p>* 隣接区域： 本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域をいう。</p>
<p>もらい事故（第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故）</p>	<p>工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。</p>
<p>死傷公衆災害（工事関係作業等が起因して、工事関係者以外の第三者が死傷した事故）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区域における工事関係作業が起因して工事関係者以外の第三者が死亡又は負傷した事故。 ・ 輸送作業が起因して工事関係者以外の第三者が死亡又は負傷した事故。
<p>物損公衆災害（工事関係作業等が起因して、工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区域における工事関係作業が起因して工事関係者以外の第三者の資産に損害を与えた事故。 ・ 輸送作業が起因して工事関係者以外の第三者の資産に損害を与えた事故。
<p>交通事故等</p>	<p>工事区域において、工事関係作業又は輸送作業に起因せず、工事関係者以外の第三者が自ら生じさせた事故。 （例：片側交互通行にて交通規制を行っていたところ、運転手の不注意のため停止車両に後続車両が追突した事故等は、対象）</p>
<p>その他</p>	<p>橋桁の落下や仮設物の崩壊、機械の転倒等の重大な被害に繋がる恐れのある事故、又は社会的影響の大きい事故等。</p>

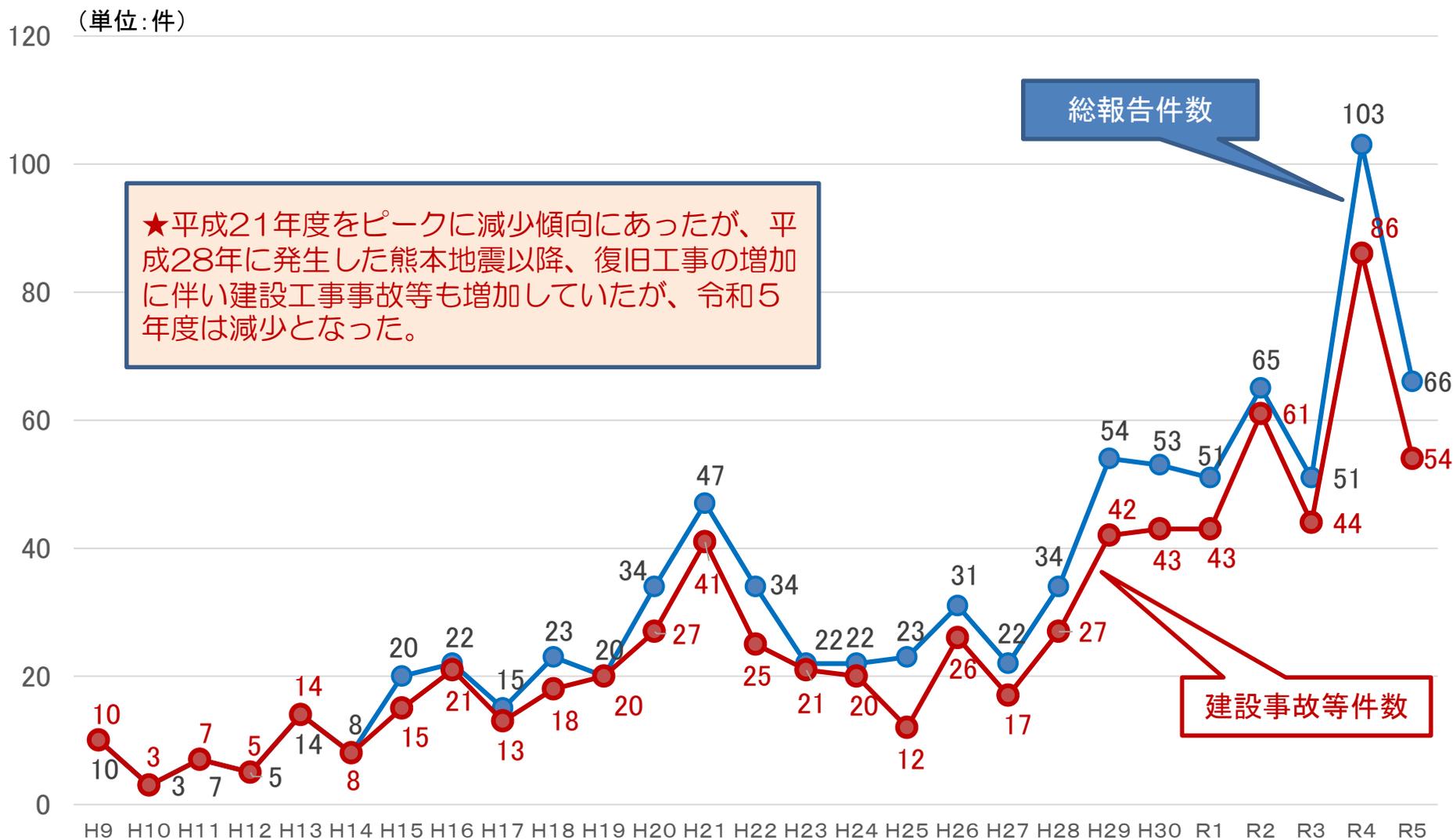
6) 建設工事事故等発生状況（土木部発注）

平成9年度以降における建設工事事故等の推移
 （資機材納入・病死・個人の責等に係るものを除く）



6) 建設工事事故等発生状況（土木部発注）

平成9年度以降における建設工事事故等の推移

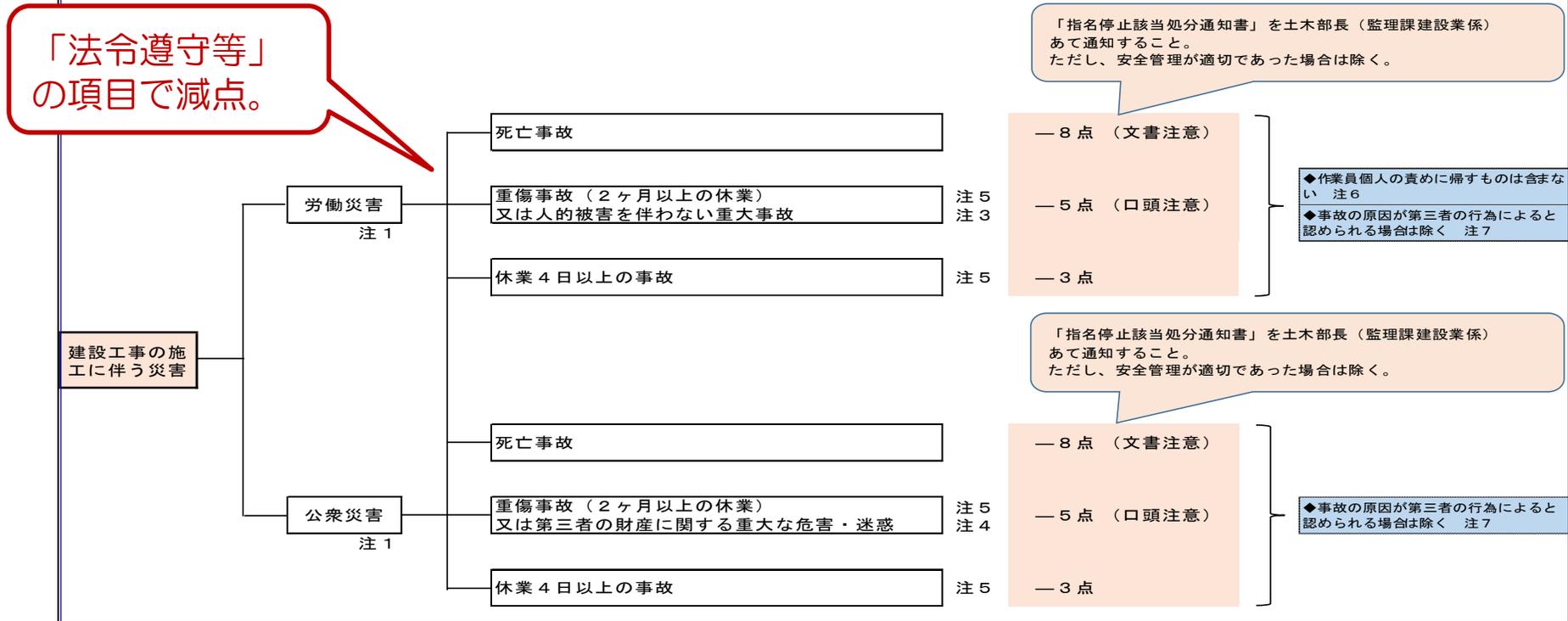


7) 建設事故または公衆災害を起こした場合の工事成績評定(減点)について

熊本県が発注した工事において、工事関係者が死傷するなどの事故を起こした場合、あるいは一般住民を巻き込むなどの重大な公衆災害を起こした場合には、工事成績評定において安全管理の措置が不適切であったかどうかを判断のうえ、減点することとされています。

農計技管第1166号
土技第576号
平成21年3月31日

建設事故に伴う工事成績評定に係る減点の考え方



8) 総合評価落札方式に係る工事成績評定点の取り扱い について（簡易型Ⅱ：土木一式工事（通常工事型）の例）

1) 企業に係る評価項目

◆当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点

熊本県発注工事で過去5年間に元請けとして完成した「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点

※過去5年間：平成31年4月1日～令和6年3月31日（令和6年6月1日以降）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県発注工事で過去5年間に元請けとして完成した「土木一式工事」の工事成績評定点の平均点	83点以上	3.0点
		74～82点	0.3点～ 2.7点
		73点以下	0.0点

建設事故等が発生した場合、工事成績から減点されるため、この配点での獲得が少なくなる。

2) 配置予定技術者に係る評価項目

◆主任（監理）技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点

国又は熊本県発注工事で、令和元年度以降に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事し完成した「土木一式工事」の工事成績評定点

※令和元年度以降：平成31年4月1日から入札公告日までの間

評価項目	評価内容	評価基準	配点
主任（監理）技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国又は熊本県発注工事で、平成30年度以降に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事し完成した「土木一式工事」の工事成績評定点	83点以上	3.0点
		74～82点	0.3点～ 2.7点
		73点以下	0.0点

企業に係る評価項目で申請した工事と同じ工事を申請した場合、この配点での獲得点が少なくなる。

第2章 安全確保に関する基準・通知等

【土木工事共通仕様書（熊本県土木部）1-1-30工事中の安全確保】

1) 工事の安全に係る主な関係法令・基準等

＜参考資料＞

・労働安全衛生法等に記載される基本的な用語及び事業者責任について

2) 労働安全衛生法に定める発注者、事業者等の責務について

3) 安全管理に関する主な基準等

【土木工事共通仕様書（熊本県土木部）1-1-30工事中の安全確保に記載】

①土木工事安全施工技術指針：令和6年3月版（国交省大臣官房技術調査課）

②建設工事公衆災害防止対策要綱：令和元年9月版（国交省大臣官房技術調査課）

③建設機械施工安全技術指針：平成17年3月版（国交省総合政策局建設施工企画課）

④建設機械施工安全マニュアル：平成22年4月版（国交省総合政策局建設施工企画課）

4) 関係法令、基準等のうち関連する事故の事例

5) 「災害の種類別安全管理」について（中部地整資料）

【土木工事共通仕様書（熊本県土木部） 1-1-30 工事中の安全確保】

1-1-30 工事中の安全確保

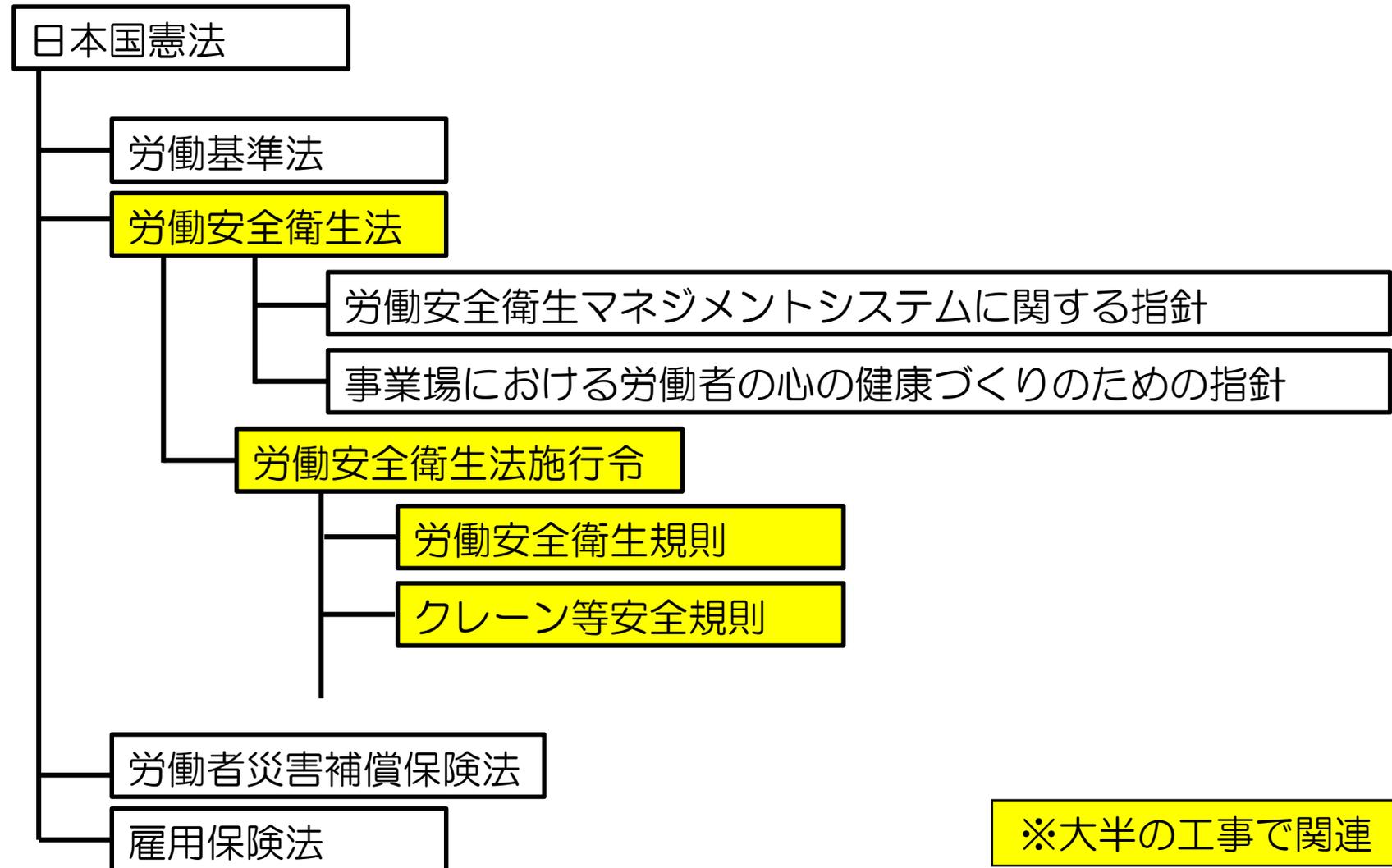
1. 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

- 1 4. 受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、「労働安全衛生法」等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

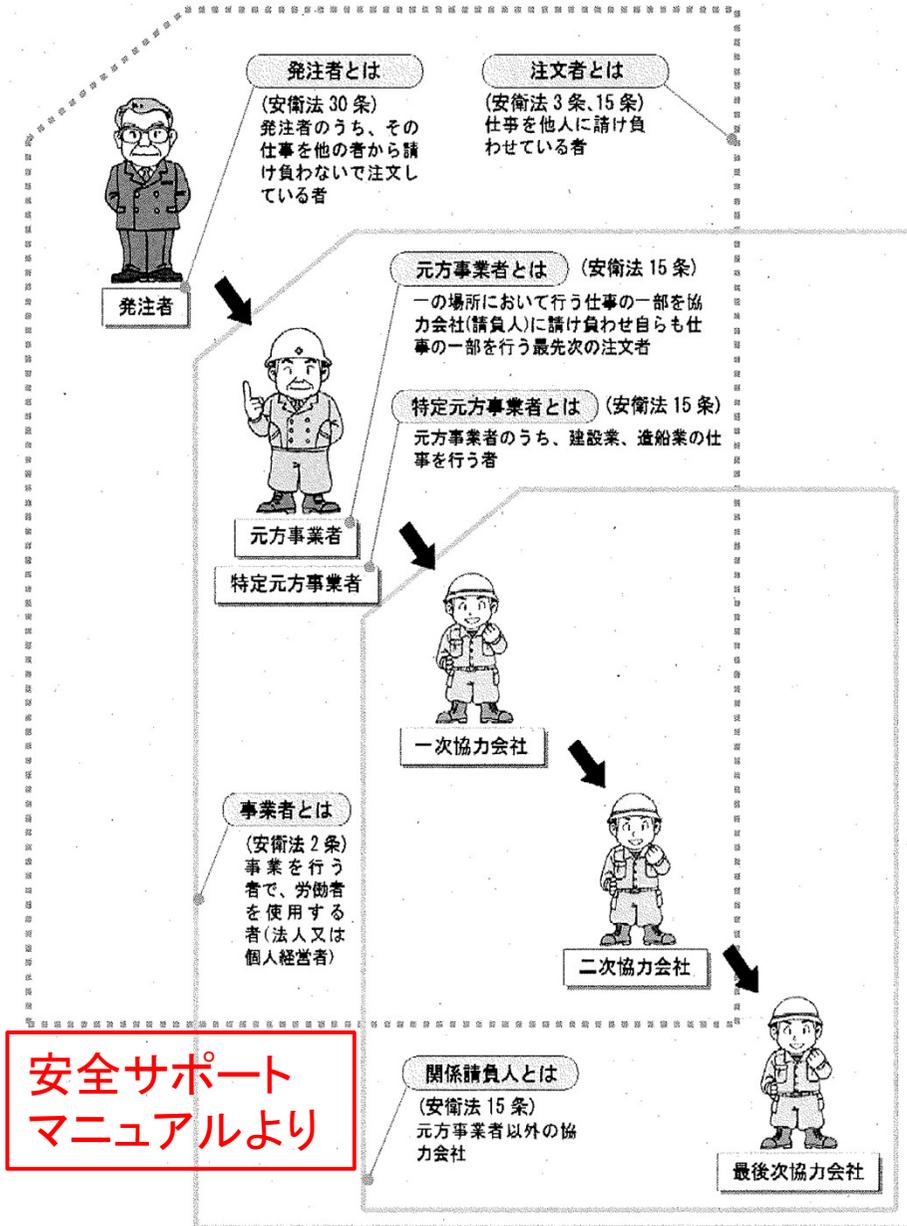
- 1 9. 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守して災害の防止を図らなければならない。

1) 工事の安全に係る主な関係法令・基準等

【安全管理に関する主な関係法令】

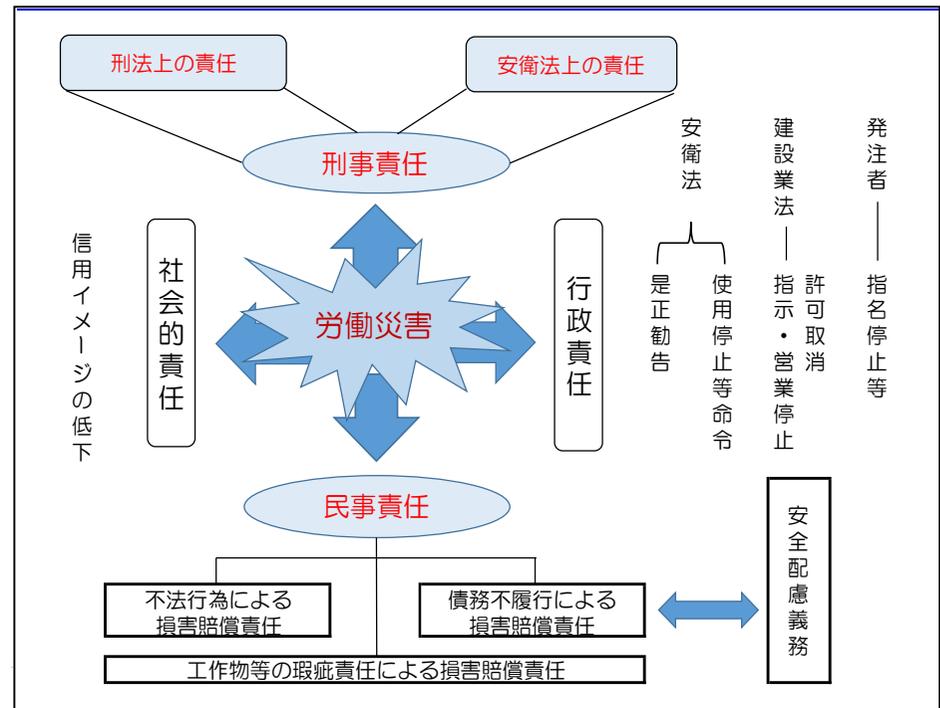


◆労働安全衛生法等に記載される基本的な用語及び事業者責任について



◎事業者責任について

・労働災害が発生すると企業（事業者）や関係者の責任が問われます。労働者が仕事上の怪我を負ったり、死亡したりした時の企業等の責任は、下図のとおりとなっています。



2) 労働安全衛生法に定める発注者、事業者等の責務について【中部地整：安全サポートマニュアルより】

1) 発注者が配慮すべき事項（安衛法第3条第3項）

◆発注者は、労働災害防止のために以下の事項に配慮しなければなりません。

- ①施工時の安全衛生の確保に配慮した工期の設定、設計の実施等
- ②施工時の安全衛生を確保するために必要な経費の積算
- ③施工時の安全衛生を確保する上で必要な場合における施工条件の明示
- ④適切な施工業者の選定
- ⑤分割発注等により工区が分割され複数の元方事業者が存在する工事の発注者にあっては、次の事項
 - イ.個別工事間の連絡及び調整
 - ロ.工事全体の災害防止協議会の設置



◎上記のうち、特に発注後に実施・確認すべき事項について

- ★施工条件の明示
 - ・土砂や岩石の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩壊等に備えての防護設備の設置
- ★個別工事間の連絡及び調整
 - ・近接する工事における、発注者と複数の請負業者間の情報共有と連絡調整
 - ・連絡体制の整備（非常時の臨機の措置等）
 - ・統括安全衛生管理義務者の指名
- ★工事全体の災害防止協議会の設置
 - ・各現場の元方事業者等で構成される災害防止協議会の設置による連絡調整と安全衛生意識の向上

3) 安全管理に関する主な基準等

①土木工事安全施工技術指針 (施工全般について) (令和6年3月版)

土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したもの

②建設工事公衆災害防止対策要綱 (公衆災害防止について) (令和元年9月版)

土木工事および建築工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示したもの

③建設機械施工安全技術指針 (機械施工について) (平成17年3月版)

建設機械施工に関連する事故・災害を防止するため、建設機械による施工計画の作成、施工の実施及び管理運用における一般的に必要な技術上の留意事項や措置を示したもの

④建設機械施工安全マニュアル (機械施工について) (平成22年4月版)

発注者、請負業者等が、お互いの安全管理の補完と、安全施工に対する共通意識を持ち、チェックシートを活用し具体的に事故を低減することを目的として策定したもの。

※詳細は国土交通省ホームページ等でご確認下さい

①土木工事安全施工技術指針

令和6年3月

(国土交通省大臣官房技術調査課)

土木工事安全施工技術指針の主な改定内容

国土交通省大臣官房技術調査課R6.4月以降適用

- 国道1号静岡立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策を踏まえ、土木工事安全施工技術指針を改定。
- そのほか、各種関連法令の改定・通達等に伴う改定。

土木工事安全施工技術指針

- 国土交通省で行う一般的な工事の安全施工の技術指針
- 「労働安全衛生法」「労働基準法」「労働安全衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」「火薬類取締法」「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考に、国土交通省所管工事に適用できるように作成
- 工事の設計、施工、監督にあたっての安全施工に向けた参考活用を目的

主な改定内容(抜粋)

- ① **国道1号静岡立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策(追加)**
第14章 橋梁工事(架設工事) 第3節 鋼橋架設作業
 2. 架設時の安全対策(基本方針)
 14. 降下作業に関する安全対策
 15. セッティングビーム使用時の安全対策 等
- ② **安衛則の改正を踏まえた記載内容の改定(安衛則の改正された表現を反映)**
第2章 安全措置一般 第5節 墜落防止の措置
 1. 足場通路等からの墜落防止措置
 - (5) 足場等の作業床は、**点検者を指名して、**日常作業開始前及び必要に応じ**点検させ、**保守管理に努めること。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。

※朱書太字が修正箇所

②建設工事公衆災害防止対策要綱

(令和元年9月版)

(国土交通省大臣官房技術調査課)

○国土交通省告示第四百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の二十七第二項の規定に基づき、建設工事公衆災害防止対策要綱を次のように定め、公布の日から適用する。

令和元年 九月二日

国土交通大臣 石井 啓一

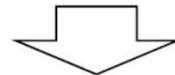
①関係者が持つべき理念と責務の明確化等【関係法令・要綱等を通じて安全性の確保に万全を期す】

背景

- 公衆災害の防止には、工事関係者がそれぞれの立場で関係法令とともに、当該要綱を遵守することが重要
- 公衆災害に関する安全性に万全を期すためには、個々の現場特性等を踏まえた主体的な工夫・改善等が重要

見直し方針

- 建設工事に関係する者は、関係法令及び当該要綱を遵守すべきことを明示。さらに、当該要綱を守るのみならず、より安全性を高める工夫や周辺環境の改善等を通じ、万全を期さなければならないことを規定



見直し

土木編、建築編

第3 発注者及び施工者の責務【新規追加】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 発注者(発注者の委託を受けて業務を行う設計者《及び工事監理者》を含む。以下同じ。)及び施工者は、公衆災害を防止するために、関係法令等(建築基準法、労働安全衛生法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、火薬類取締法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、電気事業法、電波法、悪臭防止法、建設副産物適正処理推進要綱)に加え、この要綱を遵守しなければならない(ただし、この要綱において発注者が行うこととされている内容について、契約の定めるところにより、施工者が行うことを妨げない)。
- 2 前項に加え、発注者及び施工者は、この要綱を遵守するのみならず、工事関係者への災害事例情報の周知や重機の排ガス規制等、より安全性を高める工夫や周辺環境の改善等を通じ、公衆災害の発生防止に万全を期さなければならない。

要綱の主な見直し内容について

①関係者が持つべき理念と責務の明確化等【設計段階での配慮、情報の伝達】

背景

- 公衆災害のリスクを最小化するためには、設計段階から公衆災害の防止への配慮することや、施工者等に対して十分に情報が伝達されることが重要

見直し方針

- 工事の設計に当たっては、現場条件を調査した上で、施工時における公衆災害の防止に配慮しなければならないことや、施工者等に必要な情報を十分に伝達することを明示
- 使用機械等の設計者においても、使用時の公衆災害の発生防止に資するように努めなければならないことを規定



見直し

土木編、建築編

第4 設計段階における調査等【新規追加】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 発注者は土木工事《建築工事等》の設計に当たっては、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めなければならない。また、施工時に留意すべき事項がある場合には、関係資料の提供等により、施工者に確実に伝達しなければならない。
- 2 土木工事《建築工事等》に使用する機械（施工者が建設現場で使用する機器等で、自動制御により操作する場合を含む。以下「建設機械」という。）を設計する者は、これらの物が使用されることによる公衆災害の発生防止に努めなければならない。

要綱の主な見直し内容について

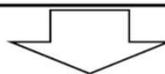
①関係者が持つべき理念と責務の明確化等【工事範囲の最小化、危険性の事前評価】

背景

- 施工時の公衆災害のリスクを低減するためには、計画段階において、工事範囲・期間をできるだけ小さくすることや、工事着手前に危険性をあらかじめ特定し、必要な措置を施工計画へ反映することが重要

見直し方針

- 公衆への危険性を低減するため、原則として敷地内で工事を収めること等を規定
- 公衆への迷惑を抑止するため、原則として一般通行を制限しないことを前提に施工計画を作成することを規定
- 工事に先立ち、リスクアセスメントによって公衆災害の危険性を特定し、当該リスクを低減するための措置を自主的に講じる（措置により危険性の低減が図られない場合は施工計画を協議）ことを規定



見直し

土木編、建築編

第5 施工計画及び工法選定における危険性の除去と施工前の事前評価【新規追加】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 発注者及び施工者は、土木工事《建築工事等》による公衆への危険性を最小化するため、原則として、工事範囲を敷地内に納める施工計画の作成及び工法選定を行うこととする。《ただし、第24(落下物による危害の防止)に規定する防護構台を設置するなど、敷地外を活用する場合に十分安全性が確保できる場合はこの限りでは無い。》
- 2 発注者及び施工者は、土木工事《建築工事等》による公衆への迷惑を抑止するため、原則として一般の交通の用に供する部分の通行を制限しないことを前提として施工計画の作成及び工法選定をしなければならない。
- 3 施工者は、土木工事《建築工事等》に先立ち、危険性の事前評価(リスクアセスメント)を通じて、現場での各種作業における公衆災害の危険性を特定し、当該リスクを低減するための措置を自主的に講じなければならない。
- 4 施工者はいかなる措置によっても危険性の低減が図られないことが想定される場合には、施工計画を作成する前に発注者と協議しなければならない。

要綱の主な見直し内容について

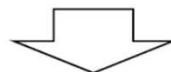
①関係者が持つべき理念と責務の明確化等【適切な工期の確保】 【公衆災害防止対策経費の確保】

背景

- 安全対策を行ううえで適正な工期や費用が重要

見直し方針

- 適正な工期や費用について設定・確保するとともに変更事項についても必要に応じて工期や経費の見直しを検討



見直し

土木編、建築編

第7 適正な工期の確保【赤字部を追記】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 発注者は、土木工事《建築工事等》の工期を定めるに当たっては、この要綱に規定されている事項が十分に守られるように設定しなければならない。また、施工途中において施工計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて工期の見直しを検討しなければならない。

第8 公衆災害防止対策経費の確保【赤字部を加筆・修正】

- 1 発注者は、工事を実施する立地条件等を把握した上で、この要綱に基づいて必要となる措置をできる限り具体的に明示し、その経費を適切に確保しなければならない。
- 2 発注者及び施工者は、施工途中においてこの要綱に基づき必要となる施工計画等に変更が生じた場合には、必要に応じて経費の見直しを検討しなければならない。

要綱の主な見直し内容について

②近年の公衆災害事例をふまえた見直し 【埋設物の確認、保全措置】

背景

- 近年の公衆災害の内容として「埋設物等の損傷」によるものが多く、その要因として「安全管理が不十分」「事前調査の不足」「図面・台帳との相違」などが挙げられている

見直し方針

- 施工前に必ず、埋設物管理者等が所有する資料（台帳等）と設計図面等を照合することを明示
- 位置等を示した標示板が明確に認識できるようにするとともに、その情報を作業員に確実に伝達することを規定

見直し

土木編、建築編

第42《26》 埋設物の事前確認 **【赤字部を拡充】** ※《 》中は建築編の場合

1 (略)

2 発注者又は施工者は、土木工事《建築工事等》を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置(平面・深さ)を確認したうえで、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。

3 発注者又は施工者は、試掘等によって埋設物を確認した場合においては、その位置(平面・深さ)や周辺地質の状況等の情報を埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。

4 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。

第44《27》 埋設物の保安維持等 **【赤字部を加筆・修正】**

第44《27》 発注者又は施工者は、埋設物に近接して土木工事《建築工事等》を施工する場合には、あらかじめその埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、埋設物の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及びその方法、保安上の措置の実施区分等を決定するものとする。また、埋設物の位置(平面・深さ)、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した標示板を取り付ける等により明確に認識できるように工夫するとともに、工事関係者等に対し確実に伝達しなければならない。

要綱の主な見直し内容について

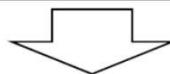
②近年の公衆災害事例をふまえた見直し【建設機械の使用及び移動時の措置】

背景

- 近年の公衆災害の内容として「重機等の接触・転倒」によるものが多く、その要因として「設置場所等の強度・安定性の不足」「監視員が不在であること」などが挙げられている

見直し方針

- 建設機械の施工時及び移動時における具体的な措置について、より具体的に規定



見直し

土木編、建築編

第34《36》 建設機械の使用及び移動【赤字部を加筆・修正】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 施工者は、建設機械を使用するに当たり、定められた用途以外に使用してはならない。また、建設機械の能力を十分に把握・検討し、その能力を超えて使用してはならない。
- 2 施工者は、建設機械を作動する範囲を、原則として作業場内としなければならない。やむを得ず作業場で使用する場合には、作業範囲内への立入りを制限する等の措置を講じなければならない。
- 3 施工者は、建設機械を使用する場合には、作業範囲、作業条件を十分考慮のうえ、建設機械が転倒しないように、その地盤の水平度、支持耐力を調整するなどの措置を講じなければならない。特に、高い支柱等のある建設機械は、地盤の傾斜角に応じて転倒の危険性が高まるので、常に水平に近い状態で使用できる環境を整えるとともに、作業の開始前後及び作業中において傾斜計測するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 4 施工者は、建設機械の移動及び作業時にあたっては、あらかじめ作業規則を定め、工事関係者に周知徹底を図るとともに、路肩、傾斜地等で作業を行う場合や後退時等には転倒や転落を防止するため、交通誘導警備員を配置し、その者に誘導させなければならない。また、公道における架空線等上空施設の損傷事故を回避するため、現場の出入り口等に高さ制限装置を設置する等により、アームや荷台・ブームの下げ忘れの防止に努めなければならない。

要綱の主な見直し内容について

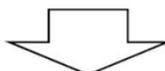
②近年の公衆災害事例をふまえた見直し【架線、構造物等に近接した作業時の措置】

背景

- 近年の公衆災害の内容として「架空線等の損傷」によるものが多く、その要因として「周囲・指示の確認不足」「危険周知設備の不足」などが挙げられている

見直し方針

- 架線、構造物等に近接した作業時における具体的な措置として、物件位置が明確に分かるようマーキングを行うことを明示するとともに、その情報を作業員に確実に伝達することを規定
- 特に重要物件に近接した工事においては、センサー等を使用したより高い措置の推奨等について規定



見直し

土木編、建築編

第36《37》 架線、構造物等に近接した作業【赤字部を拡充】※《 》中は建築編の場合

- 1 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合には、**接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。**
- 2 施工者は、特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、**センサー等によって危険性を検知する技術の活用**に努めるものとする。

要綱の主な見直し内容について

②近年の公衆災害事例をふまえた見直し【仮設構造物の組立・解体手順、落下防止措置】

背景

- 近年の公衆災害の内容のうち、死傷災害は「資材の落下」によるものが多く、特に「仮設の組立・解体」「資材の上げ下ろし」の際に発生しやすい。また、要因として「落下防止設備の不足」「作業計画の手順の不備」などが挙げられている

見直し方針

- 「足場等の仮設の組立・解体時」に対しては、事前に危険性評価等を行うとともに、特に災害の発生リスクが高くなる「資材の上げ下ろし作業」は、原則、工事現場内で行うことを規定するとともに、落下防止設備を外す場合においては、通行止めにする等の措置を講じなければならないことを規定
- さらに、全般的な落下物防止対策として、長期間に渡る工事等では原則として、防護構台を設置することや、防護棚の強度を確保すること、資材の搬出入時には交通誘導員を配置し一般交通の規制を行う等の措置を規定

見直し（1/2） ※次頁に続く

建築編

第25 足場等の設置・解体時の作業計画及び手順【新規追加】

- 1 施工者は、足場や型枠支保工等の仮設構造物を設置する場合には、組立て、解体時においても第5（施工計画及び工法選定工事範囲の最小化と危険性の事前評価）の規定により倒壊、資材落下等に対する措置を講じなければならない。
- 2 施工者は、組立て、解体時の材料、器具、工具等の上げ下ろしについても、原則、一般の交通その他の用に供せられている場所を避け、作業所内で行わなければならない。
- 3 施工者は、手順上、第24（落下物による危害の防止）の規定に基づく鉄網若しくは帆布、防護棚等を外して作業をせざるを得ない場合においては、取り外す範囲及び期間が極力少なくなるように努めるとともに、取り外すことによる公衆への危害を防止するために、危害が及ぶおそれのある範囲を通行止めにする等の措置を講じなければならない。また、作業終了後の安全対策について立入り防止等細心の注意を払わなければならない。

要綱の主な見直し内容について

見直し（2/2）

建築編

第23 外部足場に関する措置 【赤字部を加筆・修正】

- 1 (略)
- 2 施工者は、建築工事等を行う部分から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、次の各号に掲げる落下物による危害防止のための防護柵等を設置しなければならない。
 - 一 建築工事等を行う部分が、地盤面からの高さが10メートル以上の場合にあつては1段以上、20メートル以上の場合にあつては2段以上設けること。
 - 二 最下段の防護柵は、建築工事等を行う部分の下10メートル以内の位置に設けること。
 - 三 防護柵は、すき間がないもので、落下の可能性のある資材等に対し十分な強度及び耐力を有する適正な構造であること。
 - 四 各防護柵は水平距離で2メートル以上突出させ、水平面となす角度を20度以上とし、風圧、振動、衝撃、雪荷重等で脱落しないよう骨組に堅固に取り付けること。

第24 落下物による危害の防止 【赤字部を加筆・修正】

- 1 施工者は、屋外での工事期間が長期間に渡る場合及び歩行者の多い場合においては、原則として、防護構台（荷重及び外力に十分耐える構造のもの）を設置するものとする。なお、外部足場の外側より水平距離で2メートル以上の幅を有する防護構台を設けた場合は、第23（外部足場に関する措置）の規定による最下段の防護柵は省略することができる。
- 2 施工者は、外部足場による危害の防止のため、足場を鉄網若しくは帆布やメッシュシートで覆い又はこれと同等以上の効力を有する防護措置を講じなければならない。この場合において、鉄網、帆布等は足場骨組に緊結し、落下物による衝撃に十分耐えられる強度を有するものとし、鉄網、帆布等の指示する足場の骨組も、当該衝撃に対し、安全なものとしておかななければならない。
- 3 施工者は、前2項の措置に加え、資材の搬出入、組立て、足場の設置、解体時の材料、器具、工具等の上げ下ろし等、落下物の危険性を伴う場合においては、交通誘導警備員を配置し一般交通等の規制を行う等落下物による危害を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 4 施工者は、道路上に防護構台を設置する場合や防護柵を道路上空に設ける場合には、道路管理者及び所轄警察署長の許可を受けるとともに、協議に基づく必要な安全対策を講じなければならない。

要綱の主な見直し内容について

②近年の公衆災害事例をふまえた見直し【解体工事に関する措置】

背景

- 解体工事はその工事特性上、公衆災害のリスクが高く、また住宅地等での工事が多いことから、重大災害につながりやすく、近年においても、重大災害が度々発生している

見直し方針

- 平成15年に策定された「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」の内容をふまえ、以下の内容等を追加
 - ・ 施工者が適切な施工計画が立てられるよう、発注者は解体物に関する情報を可能なかぎり提供することを規定
 - ・ 構造的に自立していない箇所の解体においては、各段階で安定性を保つような施工計画を作成する等を規定



見直し

建築編

第42 解体建築物に関する資料の提供【新規追加】

- 1 発注者は、解体対象建築物の設計図書（構造図、構造計算書、設備図を含む）、増改築記録、メンテナンスや点検の記録等の情報を可能な限り施工者に提供しなければならない。
- 2 施工者は発注者により提供された情報及び現地確認に基づき、施工計画の作成及び工事を適切に行わなければならない。

第43 構造的に自立していない部分の解体【新規追加】

- 1 施工者は、建築物の外周部が張り出している構造の建築物及びカーテンウォール等外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施について特に細心の注意を払わなければならない。

第44 構造的に異なる部分の解体【新規追加】

- 1 施工者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異なる構造の接合部、増改築部分と既存部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分考慮しなければならない。

要綱の主な見直し内容について

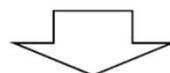
②近年の公衆災害事例をふまえた見直し【荒天時における事前措置】

背景

- 近年の公衆災害事例において、強風や降雨等に起因すると考えられる公衆災害が度々発生しているが、現要綱には荒天時における規定が明示されていない

見直し方針

- あらかじめ荒天時（強風、豪雨、豪雪時）の具体的な措置（作業中止の基準、作業中止時の仮設構造物等の具体的な措置）を定めることを規定



見直し

土木編、建築編

第11 荒天時等の対応に関する検討【新規追加】

- 1 施工者は、工事着手前の施工計画立案時において強風、豪雨、豪雪時における作業中止の基準を定めるとともに、中止時の仮設構造物、建設機械、資材等の具体的な措置について定めておかなければならない。

要綱の主な見直し内容について

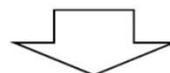
②近年の公衆災害事例をふまえた見直し【河川航行による資機材運搬時の措置】

背景

- 近年の公衆災害事例において、河川航行時等における資材運搬時の公衆災害が発生しているが、現要綱には河川航行時における規定が明示されていない

見直し方針

- 河川航行中等における、建設資材等の運搬中の公衆災害の防止措置を規定



見直し

土木編、建築編

第18《22》 建設資材等の運搬 **【赤字部を追記】** ※《 》中は建築編の場合

- 1 施工者は、運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と協議を行い、騒音、振動、塵埃等の防止に努めなければならない。
- 2 施工者は、運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について、常に実態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 **施工者は、船舶によって運搬を行う場合には、航行する水面の管理者が指定する手続き等を遵守し、施設又は送電線等の工作物への接触及び衝突事故を防止するための措置を講じなければならない。**

要綱の主な見直し内容について

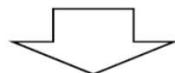
③制度の改正や施工技術の進展等をふまえた見直し【無人航空機の操作時の措置】

背景

- i-Construction等の施策展開に合わせ、自動制御による建設機械や、無人航空機（ドローン）の活用が進められているが、現要綱にはこれらの活用にあたって必要となる規定が明示されていない

見直し方針

- 建設現場におけるドローン等の無人航空機による操作を行う機械等の使用における、公衆災害の防止措置を規定



見直し

土木編、建築編

第37《38》 無人航空機による操作【新規追加】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 発注者及び施工者は、無人航空機(ドローン等)を使用する場合には、第34《36》(建設機械の使用及び移動)の規定のほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 原則として、飛行する空域の土地所有者からあらかじめ許可を得ること。
 - 二 航空法第132条で定める飛行の禁止空域を飛行する場合は、あらかじめ国土交通大臣の許可を得ること。
 - 三 航空法第132条の2で定める飛行の方法を守ること。ただし、周囲の状況等によりやむを得ず、これらの方法によらずに飛行させようとする場合には、安全面の措置をした上で、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けること。
 - 四 飛行前には、安全に飛行できる気象状態であること、機体に故障等が無いこと、電源や燃料が十分であることを確認しなければならない。

要綱の主な見直し内容について

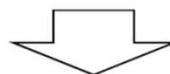
③制度の改正や施工技術の進展等をふまえた見直し【レンタル機械を使用する場合の規定を追加】

背景

- 近年では、建設業者よりも建設機械器具賃貸業の新規購入比率が高く、建設機械のレンタル化が進んできているが、現要綱は貸与（持込み）機械の活用にあたって必要となる規定が明示されていない

見直し方針

- 貸与（持込み）建設機械を使用する場合に、必要な点検整備がなされていることを確認することを規定



見直し

土木編、建築編

第39《40》 建設機械の点検、維持管理【赤字部を追記】 ※《 》中は建築編の場合

- 1 施工者は、建設機械の維持管理にあたっては、各部分の異常の有無について定期的に自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。なお、持込み建設機械を使用する場合は、公衆災害防止の観点から、必要な点検整備がなされた建設機械であることを確認すること。また、施工者は、建設機械の運転等が、法に定められた資格を有し、かつ、指名を受けた者により、定められた手順に従って行われていることを確認しなければならない。
- 2 施工者は、建設機械の安全装置が十分に機能を発揮できるように、常に点検及び整備をしておくとともに、安全装置を切って、建設機械を使用してはならない。

要綱の主な見直し内容について

③制度の改正や施工技術の進展等をふまえた見直し【歩行者用通路を制限する場合の措置】

背景

- 高齢者や車椅子使用者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性にかんがみ、平成18年度にバリアフリー法が制定

見直し方針

- 工事の実施にあたり、やむを得ず歩行者の通行を制限する場合には高齢者や車椅子使用者等にとっても安全な歩行者用通路を確保することを規定



見直し

土木編、建築編

第27《33》 歩行者用通路の確保【赤字部を加筆・修正】※下記は建築編を記載

- 1 発注者及び施工者は、やむを得ず通行を制限する必要がある場合、歩行者が安全に通行できるよう、車道とは別に、幅0.90メートル以上(高齢者や車椅子使用者等の通行が想定されない場合は幅0.75メートル以上)、有効高さは2.1メートル以上の歩行者用通路を確保しなければならない。特に歩行者の多い箇所においては幅1.5メートル以上、有効高さは2.1メートル以上の歩行者用通路を確保し、交通誘導警備員を配置する等の措置を講じ、適切に歩行者を誘導しなければならない。
- 2 施工者は、歩行者用通路と作業場との境には、さく、パネル等を設けること。また、歩行者用通路と車両の交通の用に供する部分との境は、移動さくを間隔をあけないように設置し、又は移動さくの中に安全ロープ等をはってすき間ができないよう設置する等明確に区分する。
- 3 施工者は、歩行者用通路には、必要な標識等を掲げ、夜間には、適切な照明等を設けなければならない。また、歩行に危険のないよう段差や路面の凹凸をなくすとともに、滑りにくい状態を保ち、必要に応じてスロープ、手すり及び視覚障害者誘導用ブロック等を設けなければならない。
- 4 施工者は上記の措置がやむを得ず確保できない場合には、施工計画の変更等について発注者と協議しなければならない。

15

③建設機械施工安全技术指針

(平成17年3月版)

(国土交通省総合政策局建設施工企画課)

建設機械施工安全技術指針

第 I 編 総論

第1章 目的

(目的)

第1 本技術指針は、建設機械施工に関連する事故・災害を防止するため、建設機械による施工計画の作成、施工の実施及び管理運用における一般的に必要な技術上の留意事項や措置を示し、建設機械施工の安全確保に寄与することを目的とする。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第2 本技術指針は、建設工事における建設機械施工に関して、法令・基準等で規定される場合を除き、この指針を適用する。

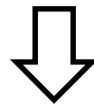
2、本技術指針でいう建設機械とは、建設工事に使用される全ての建設機械及び機械設備をいう。

第3章 安全対策の基本事項

(安全対策の確実な実施とその向上)

第3 建設機械施工の安全対策には、工事関係者がそれぞれの立場における安全対策を自覚し、相互の連携を保ち、施工の安全確保に努めること。

2、建設機械施工を安全に進めるために、現場条件を十分考慮した施工計画を作成し、それに基づいた施工現場における安全対策を確実に実施すること。なお、実施にあたっては、新たな問題点や留意すべき事項がないか、点検確認するとともに、より一層の安全対策の向上に努めること。



(移動作業車の移動)

第101 移動作業車……………まで

④建設機械施工安全マニュアル

(平成22年4月版)

(国土交通省総合政策局建設施工企画課)

第Ⅰ編 総論

1. 策定の背景

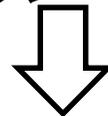
国土交通省(旧建設省)では、平成6年に建設機械施工に関する安全に必要な技術留意事項や措置を示した「建設機械施工安全技術指針」を策定し、建設現場における事故防止に努めてきた。しかしながら、依然として全産業における建設業の死亡事故発生率は約32%(「平成16年度建設業安全衛生年鑑」:建設業災害防止協会による)を占めており、このうち約17%が建設機械に関連する事故である。

昨今、建設機械の技術進歩による操作の複雑化や小型化による重心位置の変化、安全装置が適切に活用されないことによるヒューマンエラー的な事故ケース等、事故要因が変化している。

このような状況から、様々な事故要因のうち、特に「建設機械」と「施工」に起因する事故を減少させる為に安全対策を講じ、建設業にかかる労働災害の低減を図ることが緊急の課題である。

2. 建設機械施工安全マニュアルの目的

建設機械施工安全マニュアル(以下「マニュアル」という)は、発注者、請負業者、専門工事業者及び建設機械メーカーが合同で作成し、お互いの安全管理の補完と、安全施工に対する共通意識を持ち、チェックシートを活用し具体的に事故を低減することを目的として策定したものである。



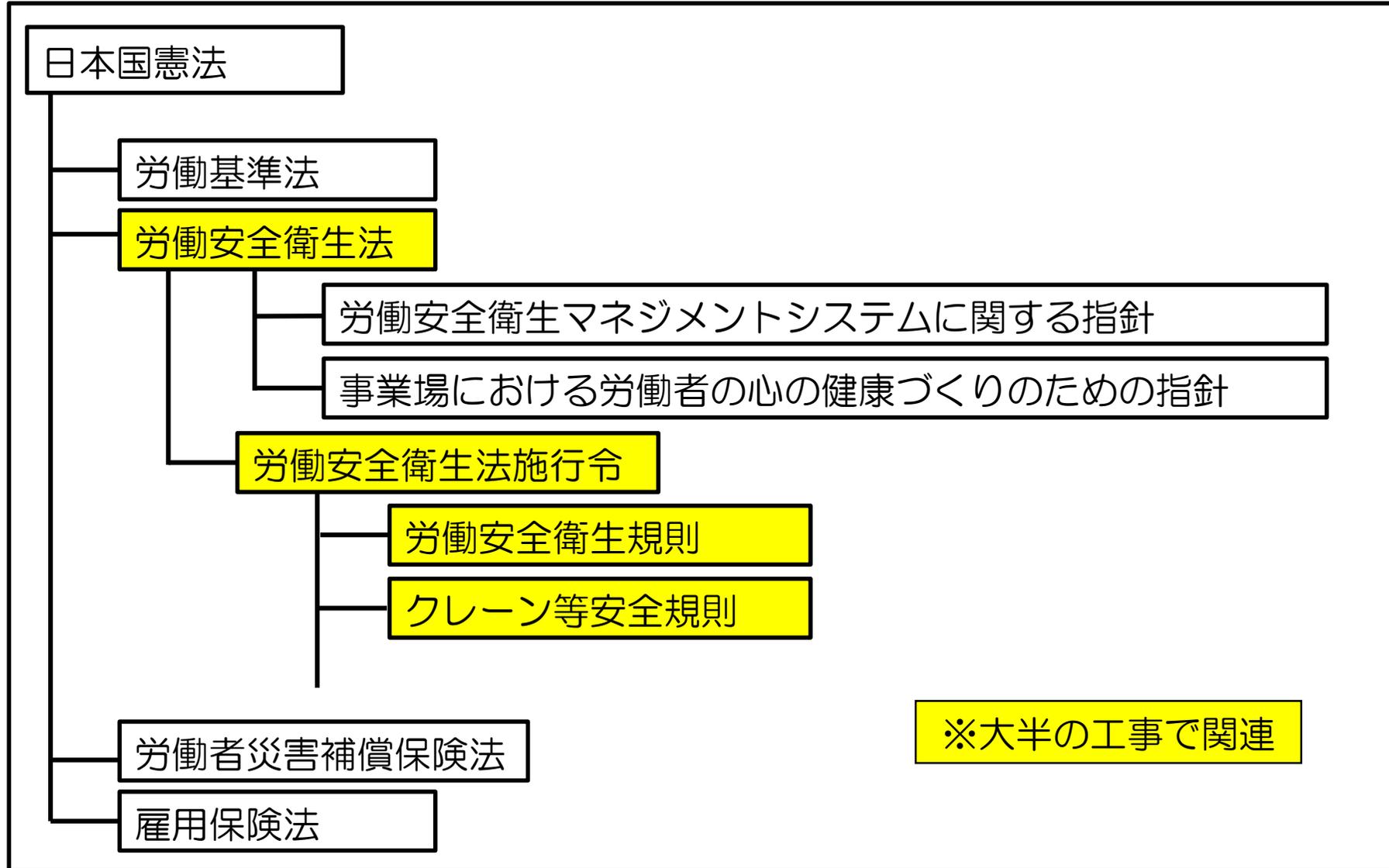
第Ⅱ編 共通事項

11-2. 運転者付き機械の使用……………まで

第Ⅲ編 安全確認チェックシート

○掘削工～橋梁工までの15項目

4) 関係法令、基準等のうち関連する事故の事例



(関係法令、基準等のうち関連する事故事例の多いもの①)

(労働安全衛生法)

第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行わなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

ポイント

元請は下請に対し、適正な指導・指示を行わなければならない。

※下請業者に関連する事故であっても、元請が責任を問われることがある。

(労働基準監督署から元請・下請け双方に「是正勧告書」が出された事故事例有り)

（関係法令、基準等のうち関連する事故事例の多いもの②）

（労働安全衛生規則）

第518条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるとは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

ポイント

高さ2メートル以上の箇所での作業にあたっては、適切な作業床設置、転落防止措置等を実施しなければならない。

(関係法令、基準等のうち関連する事故事例の多いもの③)

(労働安全衛生規則)

第157条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

ポイント

バックホウ等の車両系建設機械を走行させる際に、路肩崩壊防止等、適正な経路を確保する。また、路肩部等を走行するときには、必ず誘導者を配置しなければならない。

（関係法令、基準等のうち関連する事故事例の多いもの④）

（労働安全衛生規則）

第164条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しない。

一 荷のつり上げの作業を行う場合であって、次のいずれにも該当するとき。

イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。

ロ アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。

（1） 負荷させる荷重に応じた十分な強度を有するものであること。

（2） 外れ止め装置が使用されていること等により当該器具からつり上げた荷が落下するおそれのないものであること。

（3） 作業装置から外れるおそれのないものであること。

二 荷のつり上げの作業以外の作業を行う場合であって、労働者に危険を及ぼすおそれのないとき。（続きあり）

ポイント

バックホウ等の車両系建設機械を主たる用途以外に使用してはならない。（例外として認められる場合もある）

(関係法令、基準等のうち関連する事故事例の多いもの⑤)

(クレーン等安全規則)

第71条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第一項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

ポイント

クレーン作業を行うにあたっては、合図、合図者を定めた上で作業を行わなければならない。

クレーン等安全規則には、玉掛に関する規定がある

⇒玉掛け作業については「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」を参照

（関係法令、基準等のうち関連する事故事例の多いもの⑥）

（土木工事安全施工技術指針）

第2章 第2節

1. 工事区域の立入防止施設

（1）工事現場の周囲は，必要に応じて鋼板，シート又はガードフェンス等防護工を設置し，作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。

（建設工事公衆災害防止対策要綱）

第2章 一般事項

第15 作業場の区分

2 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。（以下略）

ポイント

工事現場内に誤って公衆（第三者）が立ち入るのを防ぐため

- 鋼板、シート又はガードフェンス等防護工を設置し、工事区域を明確にしなければならない。
- 固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。

(関係法令、基準等のうち関連する事故事例の多いもの⑦)

(建設工事公衆災害防止対策要綱)

第22 (車両交通のための路面維持)

施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋め戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じなければならない。

この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

やむを得ない理由で段差が生じた場合、5パーセント以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

ポイント

道路工事において、やむを得ず路面に段差が生じる場合は出来る限り勾配が5%以内に収まるよう擦り付けるとともに、適切に注意看板等を設置する。

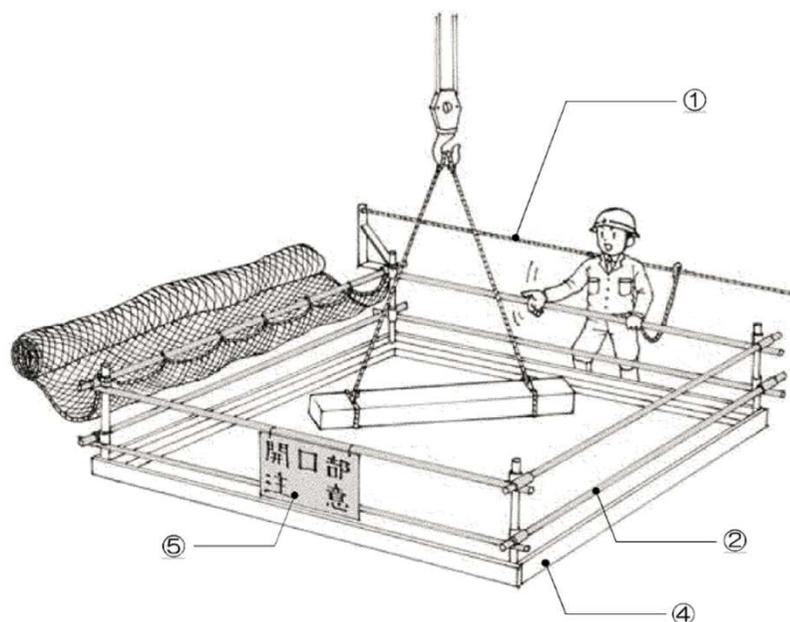
5) 「災害の種類別安全管理」について：＜中部地整資料＞

■開口部について

開口部において、作業者が墜落の恐れのある箇所には、一定高さの囲いや手摺、覆い等を設ける必要があります。

■チェックポイント

- ★①墜落制止用器具を取り付ける設備はあるか。 (安衛則 521)
- ★②手摺の高さは90cm以上で、高さ35cm以上50cm以下の中棧を設置しているか。(墜落防止措置) (安衛則 552)
- ③開口部の近くに材料等が積まれていないか。
- ④高さ15cm以上の幅木を設置しているか。(墜落防止措置)
- ★⑤開口部に注意表示を設置しているか。



5) 「災害の種類別安全管理」について：〈中部地整資料〉

■掘削作業(明り掘削)について

地山の掘削のための作業(たて坑の掘削含む)であって、すい道の掘削、採石法に規定する岩石の採取のための掘削は除きます。

「地下埋設物の事故防止マニュアル(中部地整)」に基づく対策を確実に実施すること。

「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(平成27年6月29日基安安発第0629号第1号)」に基づく対策を実施すること。

■チェックポイント

★①地山掘削の前に次の事項について調査を行っているか。

- 1.形状、地質及び地層の状態
- 2.亀裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- 3.埋設物の有無及び状態
- 4.高温のガス及び蒸気の有無及び状態

②2.0m以上の地山の掘削作業では作業主任者を選任しているか。

③作業開始前、中震以上の地震及び大雨後等に、浮石及び亀裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検しているか。

④埋設物等による危険の防止の措置を講じているか。

★⑤地山の崩壊等により作業員に危険を及ぼすおそれがある場合は、土止め支保工を設け、防護網を張り、立入禁止措置を行っているか。

⑥作業を安全に行うため、必要な照度を保持しているか。

⑦法肩の近くに土砂、重量物等を置いていないか。

⑧掘削は安全な勾配か。

⑨浮石及び亀裂はないか。

⑩排水設備、表面排水処理は十分か。

⑪立入禁止の柵、手摺を設けているか。

⑫スカン掘りをしていないか。

(安衛則 355)

(安衛則 359)

(安衛則 358)

(安衛則 362)

(安衛則 361)

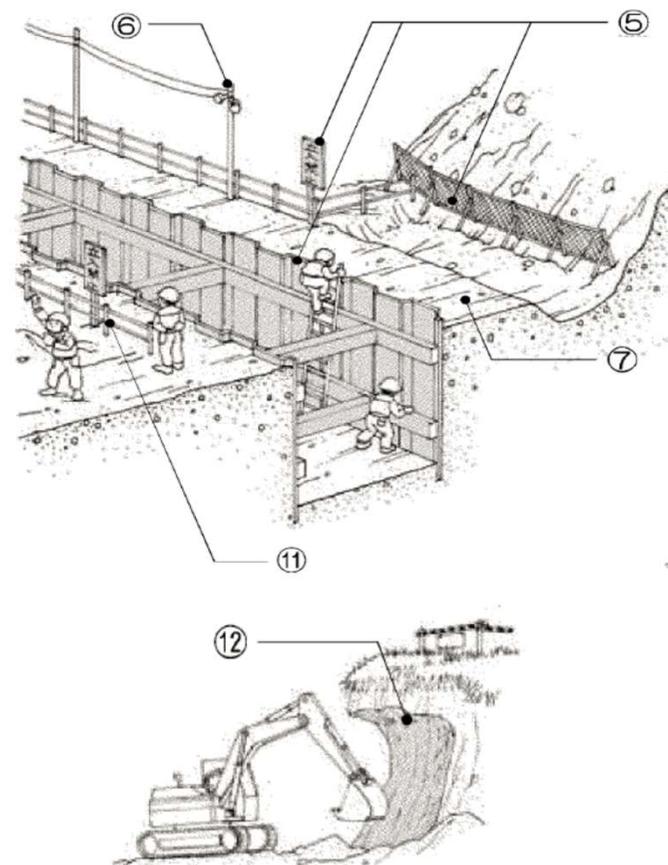
(安衛則 367)

(安衛則 534)

(安衛則 534)

(安衛則 534)

(安衛則 534)



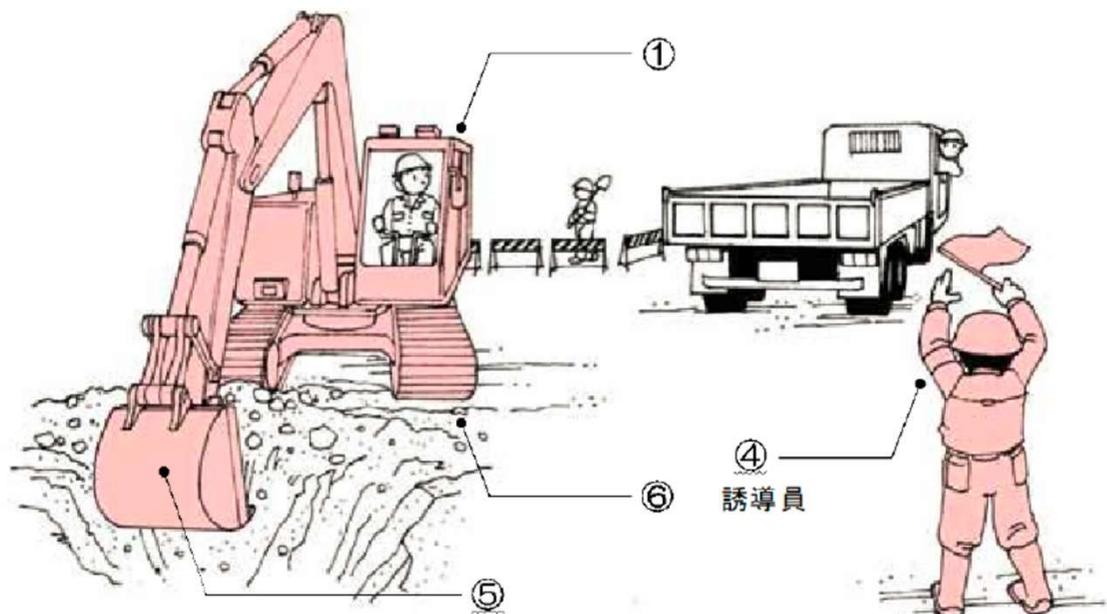
5) 「災害の種類別安全管理」について：〈中部地整資料〉

■掘削用機械について

掘削用機械としては、主にパワーショベル※1、ドラグショベル※2、ドラグライン※3、クラムシェル※4、バケット掘削機※5、トレンチャー※6等が該当します。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。 (安衛則 162)
- ②運転席を離れる時はバケットを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。 (安衛則 160)
- ③旋回する周囲に作業員が立ち入っていないか。
- ★④立入禁止の措置又は誘導員の配置はよいか。 (安衛則 158)
- ★⑤主たる用途外の使用(荷の吊り上げ等)をしていないか。 (安衛則 164)
- ⑥法面等の作業時に地盤の確認をしているか。



5) 「災害の種類別安全管理」について：＜中部地整資料＞

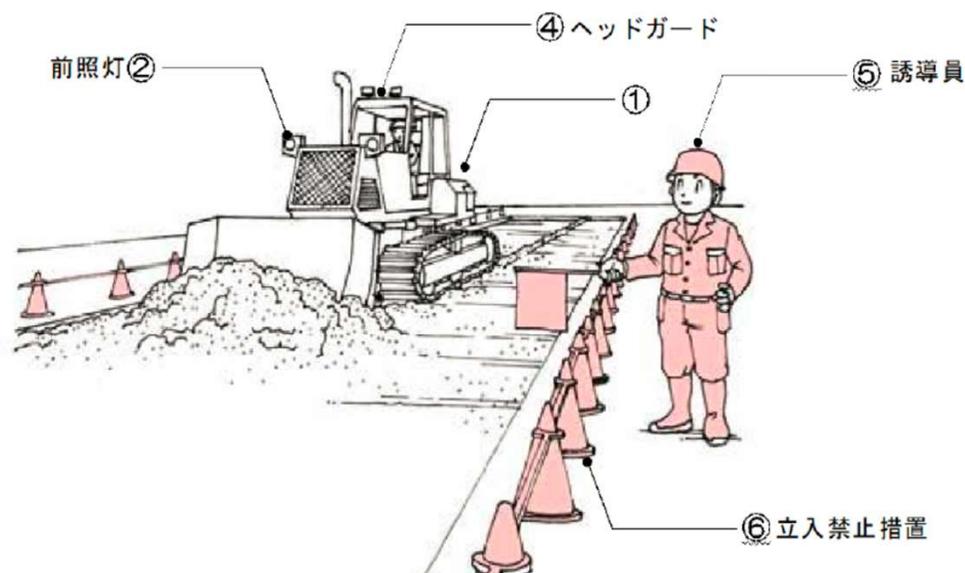
■整地・運搬・積込み用機械について

車両系建設機械とは、労働安全衛生法施工令別表第7に掲げる機械で、動力を用いかつ、不特定の場所に自走が可能なものを言います。

この内、ブルドーザー※1、モーターグレーダー※2、トラクターショベル※3、ずり積み機※4、スクレーパー※5、スクレープドーザー※6等が対象となります。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。 (安衛則 162)
- ②前照灯は設置されているか。 (安衛則 152)
- ③運転席を離れる時はブレードを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。 (安衛則 160)
- ④ヘッドガードに損傷、曲り等の異常はないか。 (安衛則 153)
- ★⑤転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。 (安衛則 157、158)
- ★⑥作業員を機械の周囲へ立入らせていないか。 (安衛則 158)



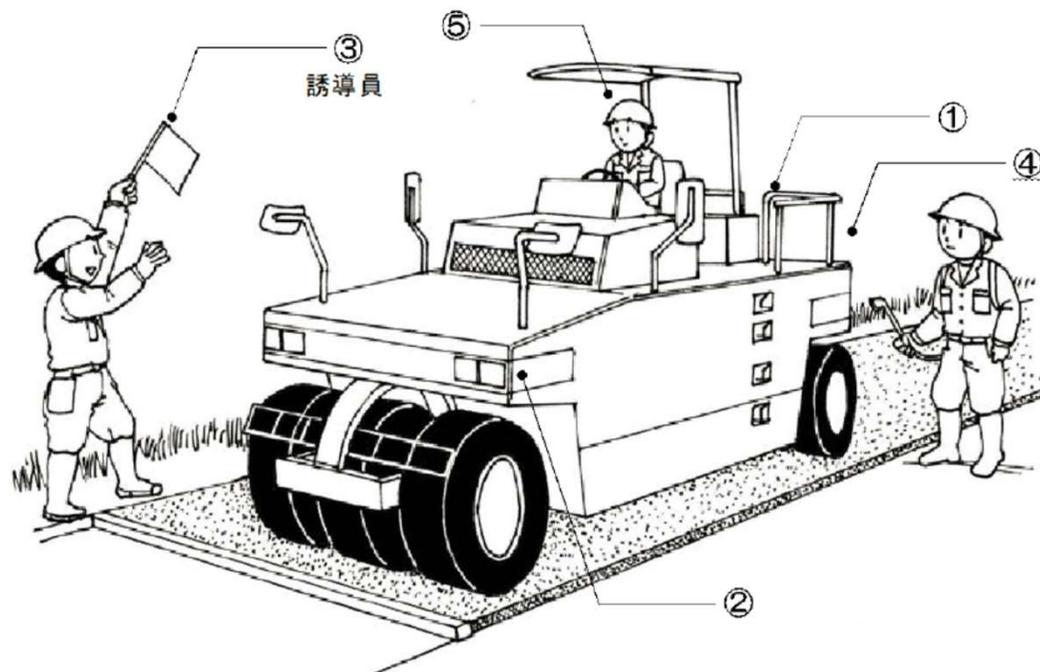
5) 「災害の種類別安全管理」について：〈中部地整資料〉

■締固め用機械について

締固め用機械には、主にローラ車が該当します。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。 (安衛則 162)
- ②走行ランプ、警報器に異常はないか。 (安衛則 152)
- ③転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。 (安衛則 157、158)
- ★④機械の周囲(死角)に作業員が立ち入っていないか。 (安衛則 158)
- ⑤運転席を離れる時はキーを抜き、ブレーキをかけているか。 (安衛則 160)



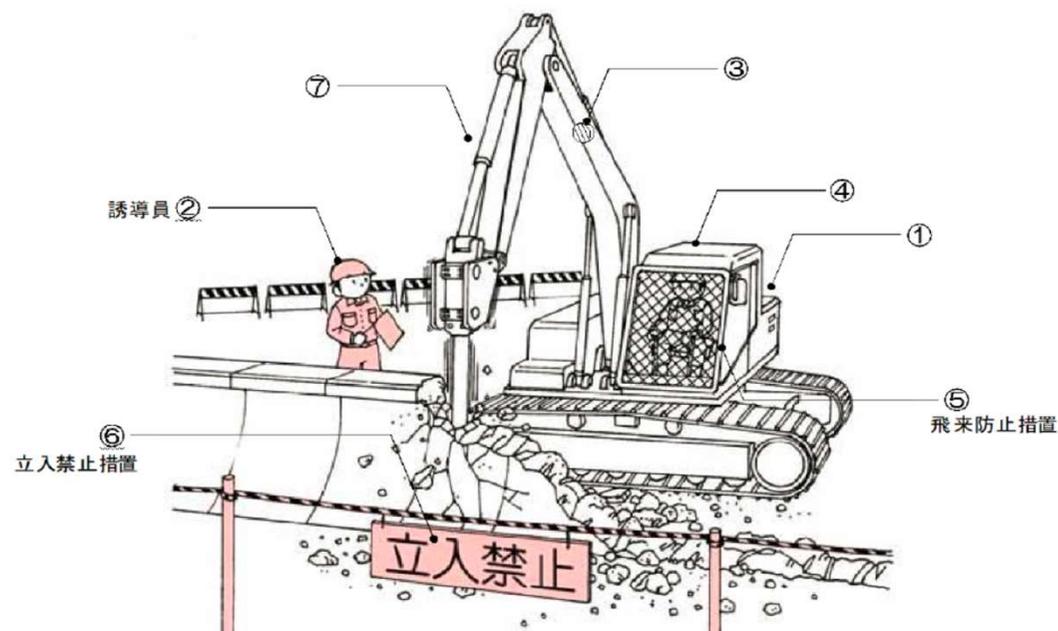
5) 「災害の種類別安全管理」について：〈中部地整資料〉

■解体用機械について

解体用機械としては、主にブレーカ※¹が該当します。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。 (安衛則 162)
- ★②転倒又は接触等の危険がある場合は誘導員を配置しているか。 (安衛則 157,158)
- ③前照灯は設置しているか。 (安衛則 152)
- ④運転席を離れる時はブレーカを下げ、キーを抜き、走行ブレーキをかけているか。 (安衛則 160)
- ⑤運転席の前面には強化ガラスを使用し又は飛来防止措置を行っているか。 (安衛則 171 の 4)
- ★⑥作業区域に立ち入り禁止措置を行っているか。 (安衛則 171 の 6)
- ⑦悪天候時には作業を中止しているか。



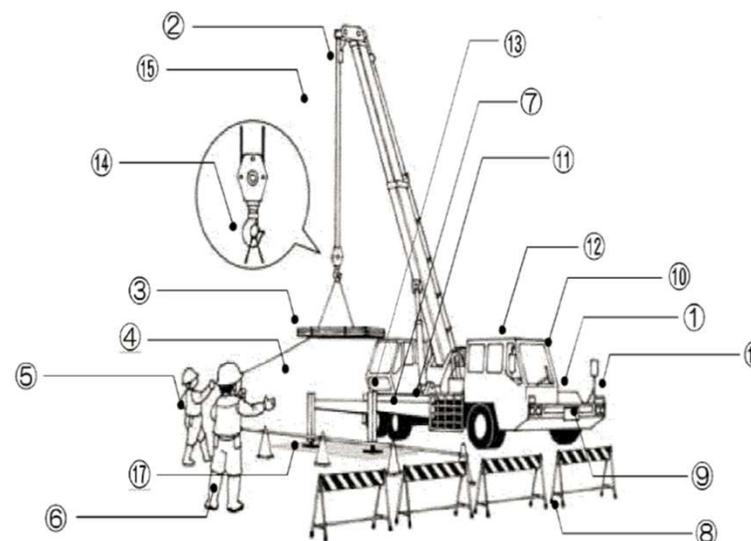
5) 「災害の種類別安全管理」について：＜中部地整資料＞

■移動式クレーン作業について

移動式クレーン作業を行う場合は、主に地形及び地質等を考慮した転倒防止及び危険箇所への立入禁止措置を実施することが必要です。

■チェックポイント

- ①運転席以外の所に作業員を乗せていないか。(安衛則 162)
- ②巻過防止装置は有効に作動するか。(移ク構規 24)
- ③吊荷は定格荷重を超えていないか。
- ★④吊荷の下に立ち入っていないか。
- ⑤長尺物にはかいしゃくロープを使用しているか。
- ⑥合図者を配置しているか。
- ⑦アウトリガーは最大に張り出しているか。(クレーン則 70 の 5)
- ⑧立入禁止措置を行っているか。(クレーン則 74,74 の 2)
- ⑨車体を水平に設置しているか。
- ⑩過負荷防止装置を正しくセットしているか。(移ク構規 27)
- ⑪旋回警告灯及び旋回アラームは正しく作動するか。
- ⑫外部表示灯を設置しているか。
- ⑬定格荷重を表示しているか。(クレーン則 70 の 2)
- ⑭フックの外れ止めは有効に作動するか。(クレーン則 20 の 2)
- ⑮強風時(10 分間平均風速が 10m/s 以上の風)には作業を中止しているか。(クレーン則 74 の 4、基発第 309 号)
- ⑯運転者は荷を吊った状態で運転席から離れていないか。(クレーン則 75)
- ★⑰軟弱な地盤では敷鉄板を使用しているか。(クレーン則 70 の 3)



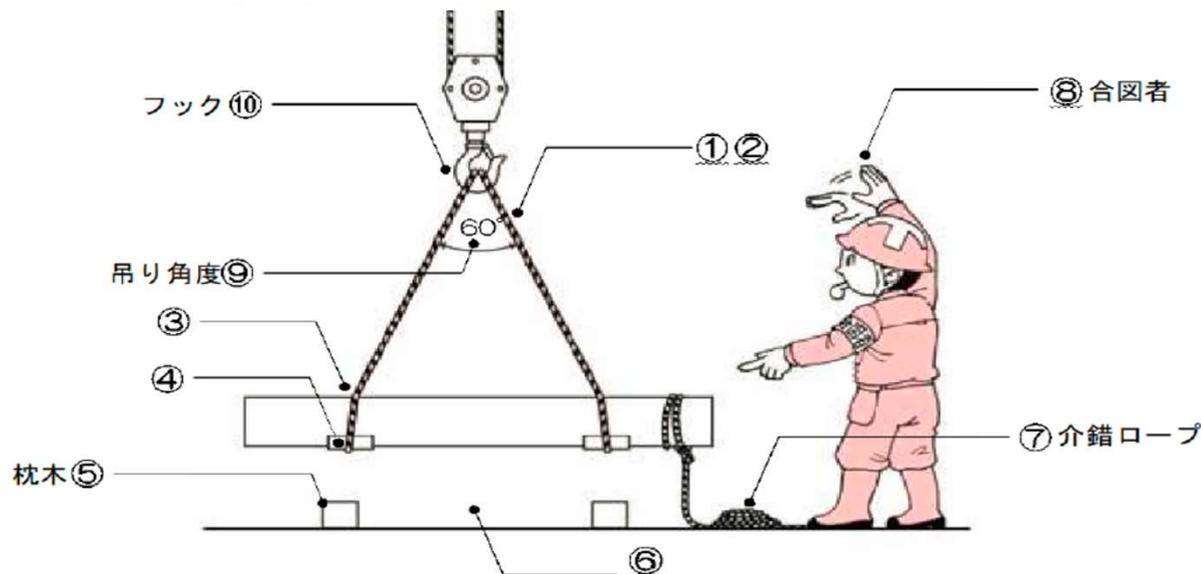
5) 「災害の種類別安全管理」について：＜中部地整資料＞

■玉掛け作業について

玉掛け用具は、吊り下げる荷の重量、形状に最も適した安全なものを選定することが必要です。

■チェックポイント

- ★①玉掛けワイヤに形くずれ、素線切れ等の損傷はないか。 (クレーン則 215)
- ★②1本吊りをしていないか。
 - ③地切りをし、吊り荷の安定を図っているか。
 - ④荷の鋭角部に当て物をしているか。
 - ⑤枕木を設けているか。
- ★⑥吊り荷の下に作業員が立ち入っていないか。
 - ⑦長尺物にはかいしゃくロープを使用しているか。
- ★⑧合図者を配置しているか。
 - ⑨吊り角度は60°以内になっているか。
 - ⑩フック、シャックル*1等の金具に変形、亀裂はないか。 (クレーン則 217)



5) 「災害の種類別安全管理」について：〈中部地整資料〉

■グラインダについて

グラインダを使用する場合は、事前にグラインダが正常に作動するか否かを確認するとともに、自らの身体を飛散物から守るよう注意することが必要です。

■チェックポイント

- ①最高使用周速度をこえる運転はしていないか。 (安衛則 119)
- ★②防じんメガネ、防じんマスクを使用しているか。 (安衛則 106)
- ★③保護カバーが正しく取り付けられているか。 (安衛則 117)
- ④使用前の試運転を確実に実施しているか。 (安衛則 118)
- ⑤グラインダを使用して作業する場合には、砥石の側面を使用していないか。 (安衛則 120)
- ⑥グラインダを使用する作業(刃の取り替えと、試運転)は、特別教育修了者が行っているか。 (安衛則 36)



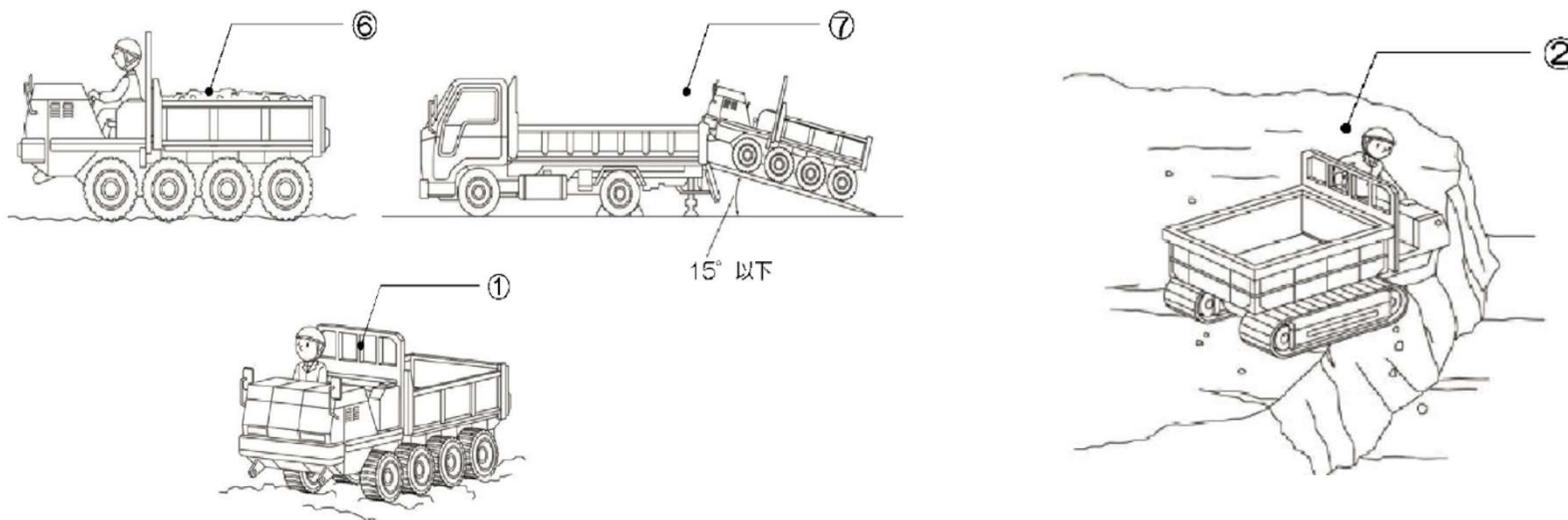
5) 「災害の種類別安全管理」について：〈中部地整資料〉

■運搬作業について

資機材の搬出入等の運搬作業を行う場合は、車両の制限速度や積載量に注意することが必要です。

■チェックポイント

- ①地形、地盤の状態等に応じた適正な制限速度を定めているか。(安衛則 151 の 5)
- ②運行経路の幅員、急激な地盤沈下、路肩の崩壊の防止等の措置がとられているか。(安衛則 151 の 6)
- ③機械または荷に接触する箇所への進入は禁止しているか。(安衛則 151 の 7)
- ④誘導者を置く場合は、一定の合図を定めているか。(安衛則 151 の 8)
- ⑤フォークシャベルの下等の危険を伴う箇所への立入を禁止しているか。(安衛則 151 の 9)
- ⑥偏荷重が生じないように積載しているか。また、荷崩れ防止のため、ロープやシートを用いているか。(安衛則 151 の 10)
- ⑦車両の移送のための積み下ろしは、平坦で堅固な場所で行っているか。また、道板を使用する場合は、十分な長さ、幅、強度のあるものを使用し、適切なこう配で作業をしているか。(安衛則 151 の 12)
- ⑧乗車席以外の所に作業員は乗せていないか。(安衛則 151 の 13)
- ⑨主たる用途以外に使用していないか。(安衛則 151 の 14)



5) 「災害の種類別安全管理」について：〈中部地整資料〉

■埋設物近接作業について

埋設物に接近して作業を行う場合は、ガス、電気、電話等の関係各企業と立会いのもとに埋設物の位置を確認して、適切な措置を講じることが必要です。

「地下埋設物の事故防止マニュアル(中部地整)」に基づく対策を確実に実施すること。

■チェックポイント

- ★①埋設物管理者の立会いが行われているか。 (公衆災 34、35)
- ★②埋設物の確認はしたか。 (公衆災 36)
- ③布掘り及びつぼ掘りの準備は適切か。 (安衛則 363、公衆災 37)
- ④くい打機又はボーリングマシーンを使用して作業を行う場合、ガス導管、地中電線路等の有無及び状況を確認し、それらに対して適応する措置を講じているか。 (安衛則 194)
- ⑤ガス導管からガスが発散するおそれのある場合において作業を行う時、爆発又は火災を防止するために必要な措置をとっているか。 (安衛則 322)
- ⑥埋設物等の近接箇所で明り掘削作業を行う場合、埋設物を補強し、又は移設する等、危険を防止する措置を講じているか。 (安衛則 362)
- ⑦埋設物の維持、工事中の損傷及び損傷による公衆災害に関して、常に点検を実施する等の万全な対策をとっているか。 (公衆災 38)

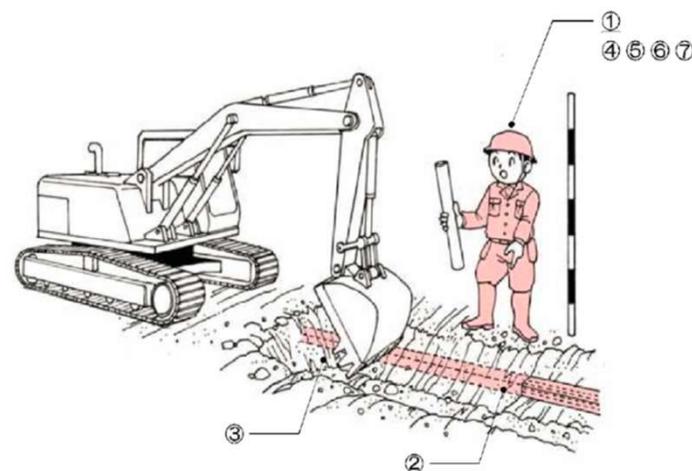
□埋設物管理者の立会い等

- ・着工に先立ち、まず工事の概要(工期、工程、工法等)をもとに、立会い、見回り、保安措置等について十分協議を行う。



□埋設物の確認

- ・手掘りで試験掘りを行う。その際、やむを得ずピックやツルハシ等を使用する場合は、埋設物を傷つけないように十分注意すること。
- ・試験掘りにより、埋設物の正確な位置を確認すること。
- ・確認した後、確認位置に杭や旗等の目印をたてるか、路面上にペンキ等で印をつけること。



第3章 安全確保のための施策

- 1) 建設工事事故防止のための重点対策の実施について
- 2) 注意喚起及び改正等の通知文書（5項目）
 - ①建設工事における安全確保の徹底について
 - ②建設工事における安全確保及び事故報告の徹底について
 - ③つり足場設置基準の徹底について
 - ④足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について
 - ⑤墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について
- 3) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止
- 4) 建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施及び誘導者、合図者の未配置による事故防止
- 5) ダンプトラック等による過積載の防止に係る指導事項

1) 建設工事事故防止のための重点対策の実施について

土技第1111号
平成17年3月31日

◆ 目 的

熊本県土木部が発注する工事における建設工事事故については、従来よりその防止対策の徹底を図っているところであるが、近年の国土交通省の事故防止重点対策及び建設工事の事故発生状況を考慮し、建設工事事故防止の一層の推進を図るため、建設工事の事故防止重点対策を実施するものとする。

◆ 取り組むべき重点項目

- (1) 足場からの墜落事故防止
- (2) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止
- (3) 建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施及び誘導員、合図者の未配置による事故防止

2) 注意喚起及び改正等の通知文書（5項目）

①建設工事における安全確保の徹底について

◎平成17年9月1日付け土技第492号 [建設工事公衆災害防止対策]

◎平成22年3月2日付け土技第466号 [足場からの墜落防止対策]

②建設工事における安全確保及び事故報告の徹底について

◎平成18年3月9日付け土技第887号 土木技術管理室長通知

③つり足場設置基準の徹底について

◎平成25年7月18日付け土技第184号 土木技術管理課長通知

④足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

◎平成27年6月10日付け土技第148号 土木技術管理課長通知

⑤墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について

◎平成30年7月12日付け土技第225号 土木技術管理課長通知

⇒「墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります（別添パンフレットより抜粋）

①建設工事における安全確保の徹底について

◎平成17年9月1日付け土技第492号、道総第363号土木部長通知

課題

現場において、通行車両や自転車の事故
(いわゆる公衆災害)が増加

対策

- 車両が安全に走行できるように路面を維持
- 施工箇所の変動や道路の切り替えに伴い道路標識や標示板を適切に再設置

再確認

- 建設工事公衆災害防止対策要綱
- 道路工事現場における標示施設等の設置基準
- 道路工事保安施設設置基準(案)

②建設工事における安全確保及び事故報告の徹底について

◎平成18年3月9日付け土技第887号土木技術管理室長通知

※平成22年4月6日付け土技第7号〔閉庁時における緊急連絡網〕

課題

- 受注者から発注者への連絡の遅れ
- 発注者内における連絡の遅れ

要因

- 負傷の程度が判明した後に連絡をした
- 休日・夜間明けに連絡した
- 受注者からの書面の提出を待って報告した

対策

- 負傷の程度に関わらず報告
- まずは、電話によりすみやかに連絡する

③ つり足場設置基準の徹底について

◎平成25年7月18日付け土技第184号土木技術管理課長通知

課題

橋梁補修工事において、つり足場が崩壊した事故を受け、関係基準の再徹底が必要

要因

- ・労働基準監督署に提出した図面と異なる構造で施工していた。
- ・施工した構造が基準（労働安全衛生規則）に適合しない構造であった。

対策

- ・労基署等への協議資料の受発注者間の情報共有、及び、関係基準の認識
- ・（下請施工の場合）元請による確実な現場確認

⇒【その後、足場について改正通知有り】

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

◎平成27年6月10日付け土技第148号 土木技術管理課長通知

④足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

枠組足場の設置を必要とする場合
「手すり先行工法等に関するガイドライン」
(厚生労働省平成21年4月改訂)を適用する

発注者は手すり先行工法足場で積算する
特記仕様書で工法を指定する

工法の
指定仮設

手すり先行工法
常に手すりが先行設置され
ている状態で足場の組み立
て解体ができる工法

働きやすい安心感のある足場
以下の機能を備えた足場
①二段手すり
②幅木(つま先板)

(注) この内容はガイドラインの一部の内容です。(その他点検等に関する記載もあります) ※詳細は厚生労働省HP等でご覧下さい

⇒平成27年より足場からの墜落防止のための措置が強化されています

労働安全衛生規則で定める具体的要件（本内容に関する内容抜粋）

（墜落防止 労働安全衛生規則第563条三）

① 以下のア、イ いずれかの設備を有していること。

ア 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下のさん若しくは高さ15cm以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

イ 手すりわく

※「手すりわく」とは、高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下のさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく状の丈夫な側面防護部材のこと。

（物体の落下防止 労働安全衛生規則第563六）

② 高さ10cm以上の幅木等と同等以上の機能を有する設備の設置

※①または②で機能を兼ねることができる場合は除く

ガイドラインで定める具体的要件（本内容に関する抜粋）

（墜落防止）

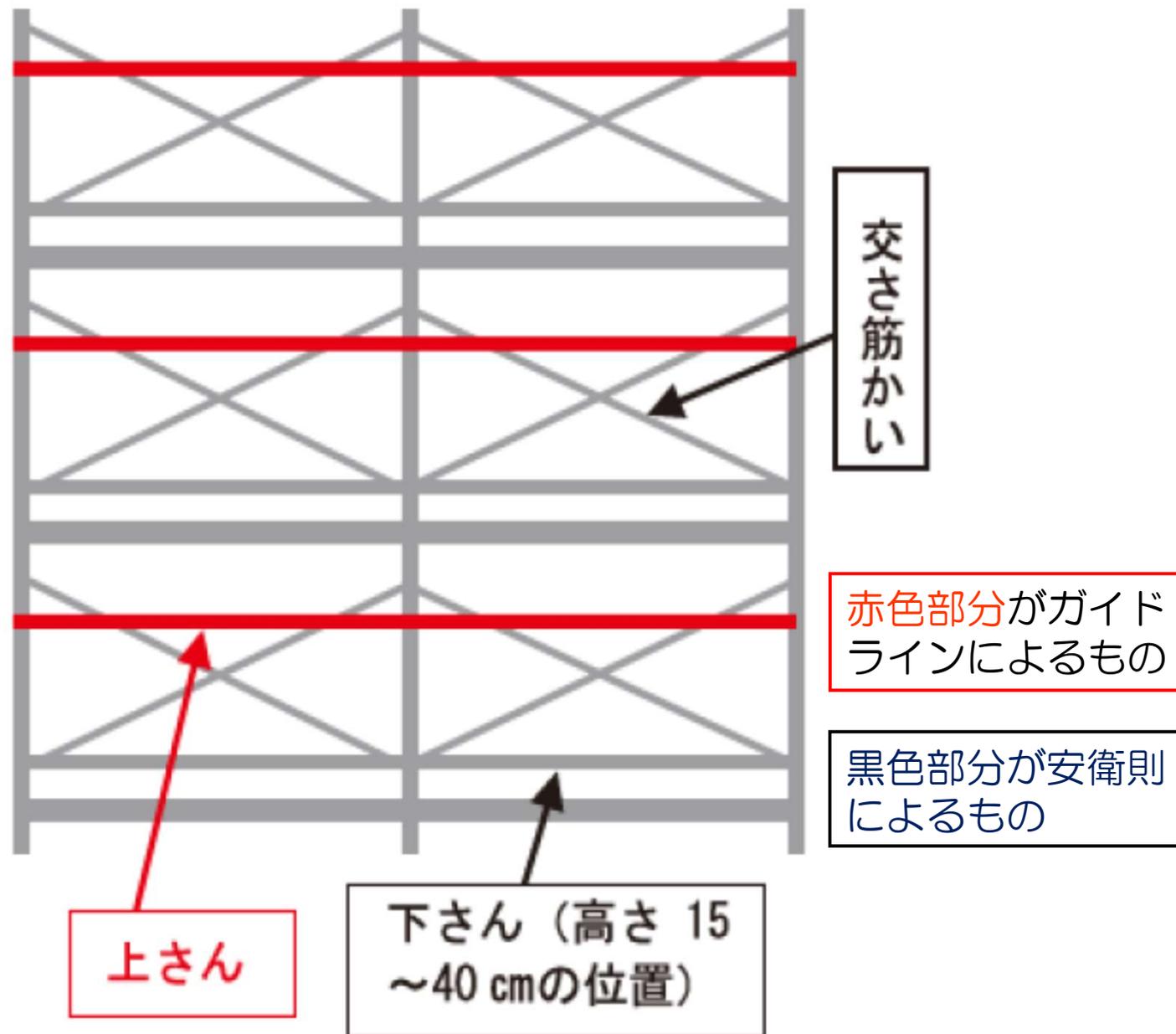
③ 手すり先行工法による組立・解体作業を行うこと。

④ ①に加え、上さんを設置すること。

まとめると・・・

手すり先行工法を採用するとともに、二段手すり、幅木の機能を有した設備を設ける

措置例



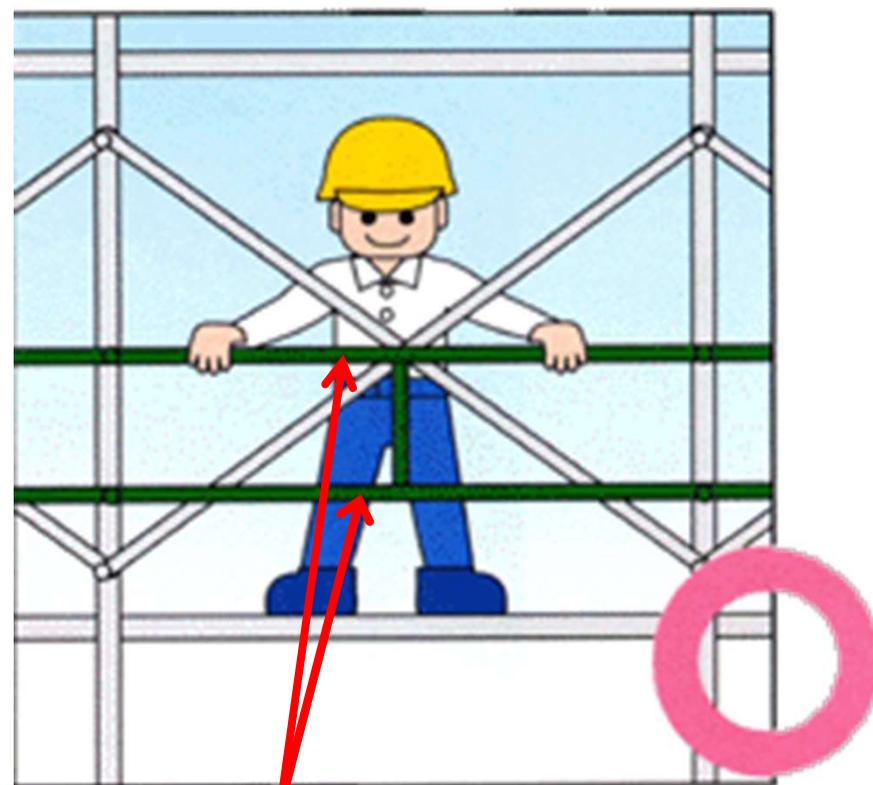
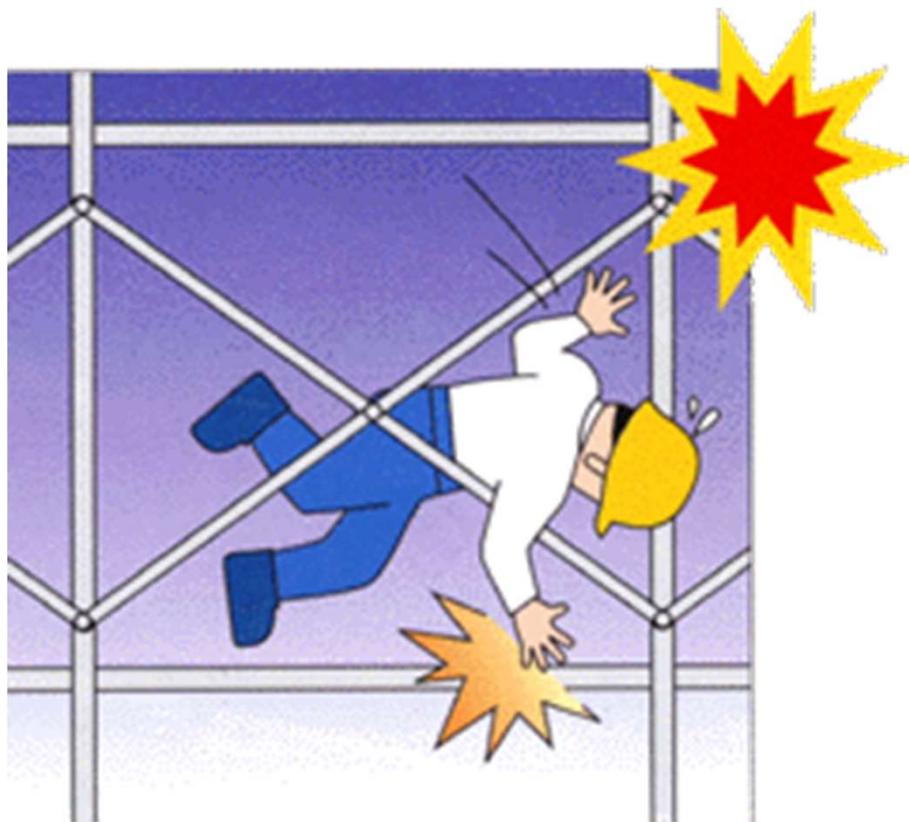
※これに加え、幅木（高さ10cm以上）等の物体の落下防止措置が必要

手すり先行工法とは



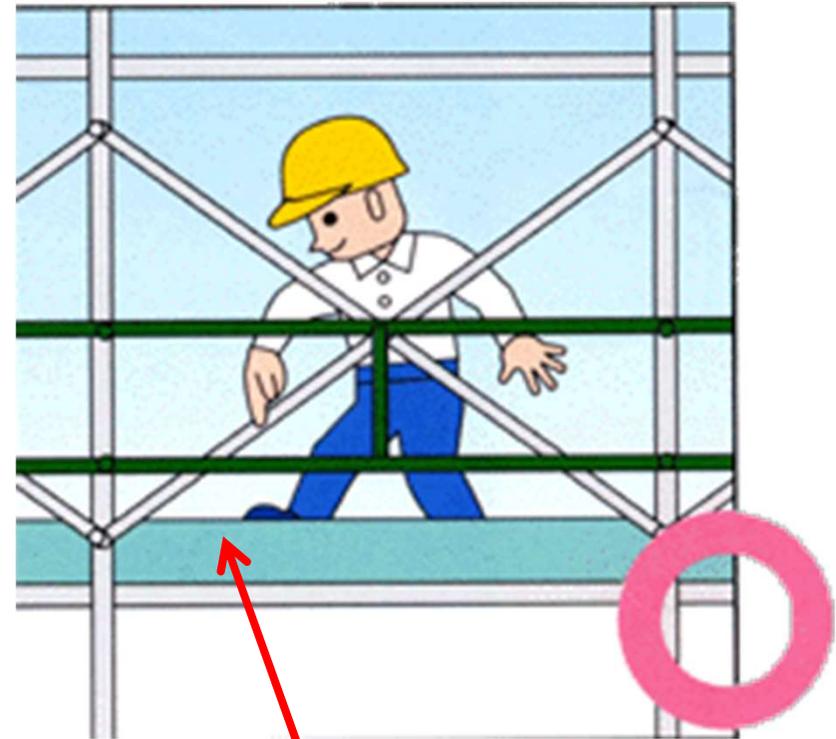
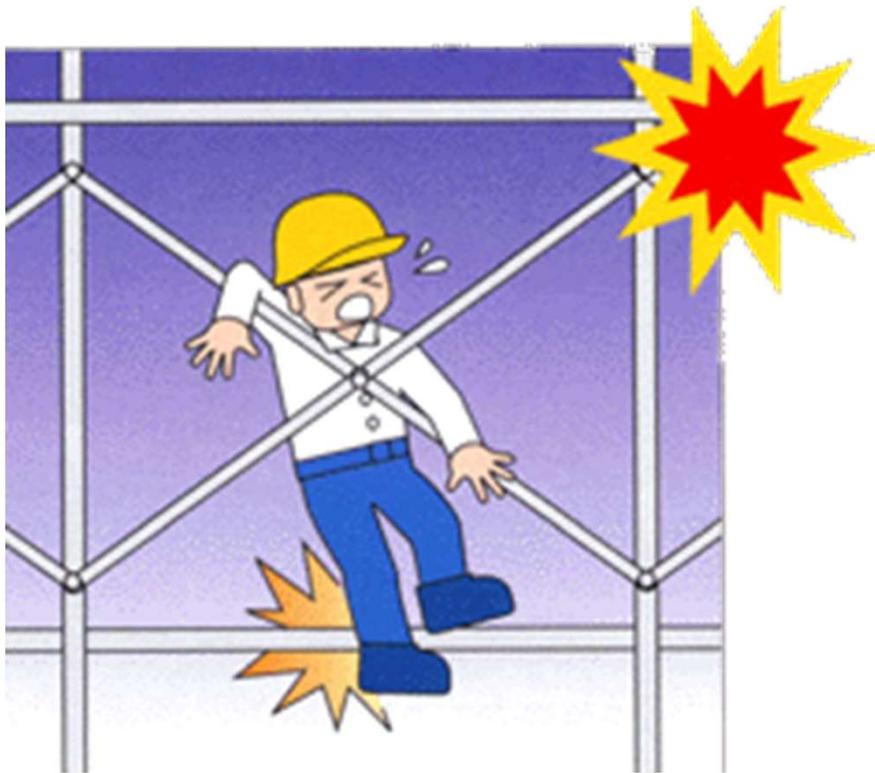
常時先行手すりのある状態で足場の組立、解体及び作業ができる工法

「二段手すり」の設置



二段手すり

「幅木（つま先板）」の設置



幅木

後付二段手すりと幅木でパーフェクト!!

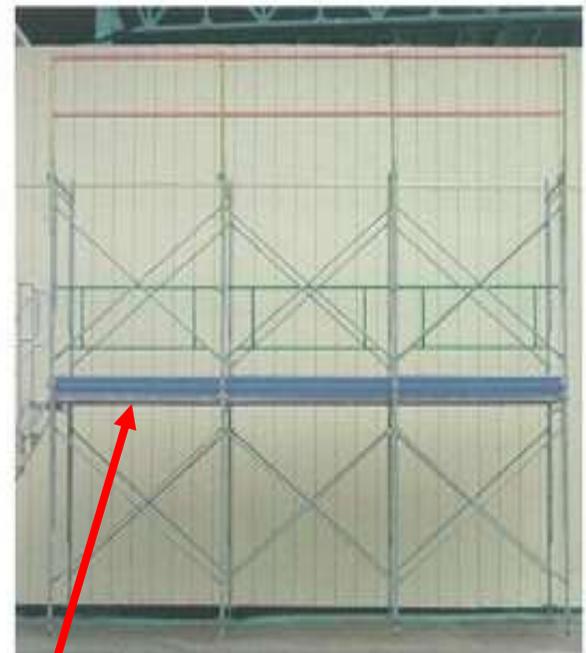
ガイドライン設置基準 2-(3)-ア 二段手すり
 ガイドライン設置基準 2-(3)-オ 幅 木



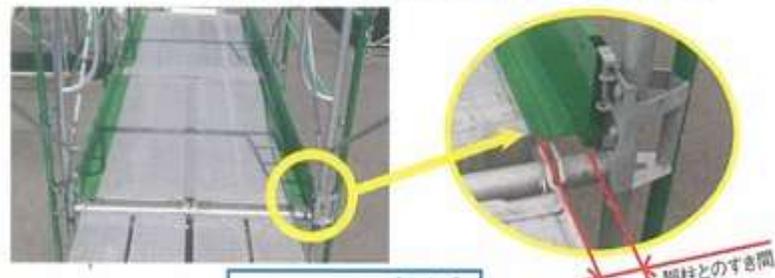
先送り手すりユニット持上重量



手すり支柱と手すり7.5kg



厚生労働省ガイドライン第6-1-(2)による規定
 「わく組足場の建わくの幅が広いときは、床付き布わくを2枚敷き並べる等脚柱とのすき間を作らないようにすること。」



出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf>)

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

足場からの墜落防止のための 措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf>)

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf>)

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次
の措置がいずれも必要です。

① **困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。**

② **安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、
これと同等以上の効果を有する措置をとってください。**

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けるとき、つり足場の
組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板 2枚を交互に移動させながら作業を行うときを
含みます。

出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋

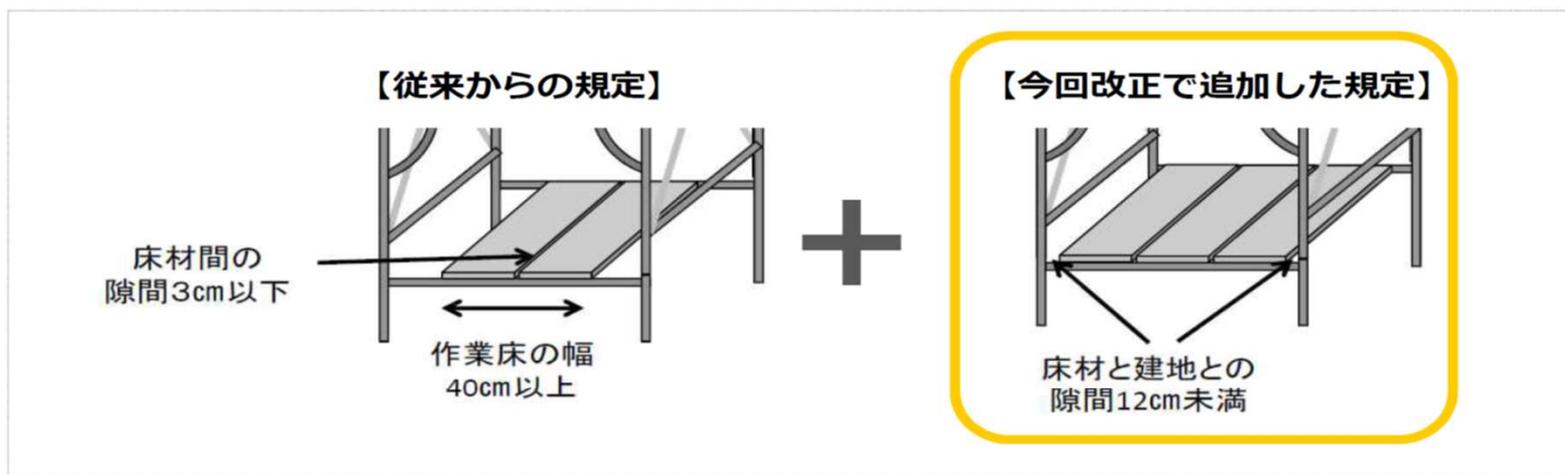
(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf>)

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶ 安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



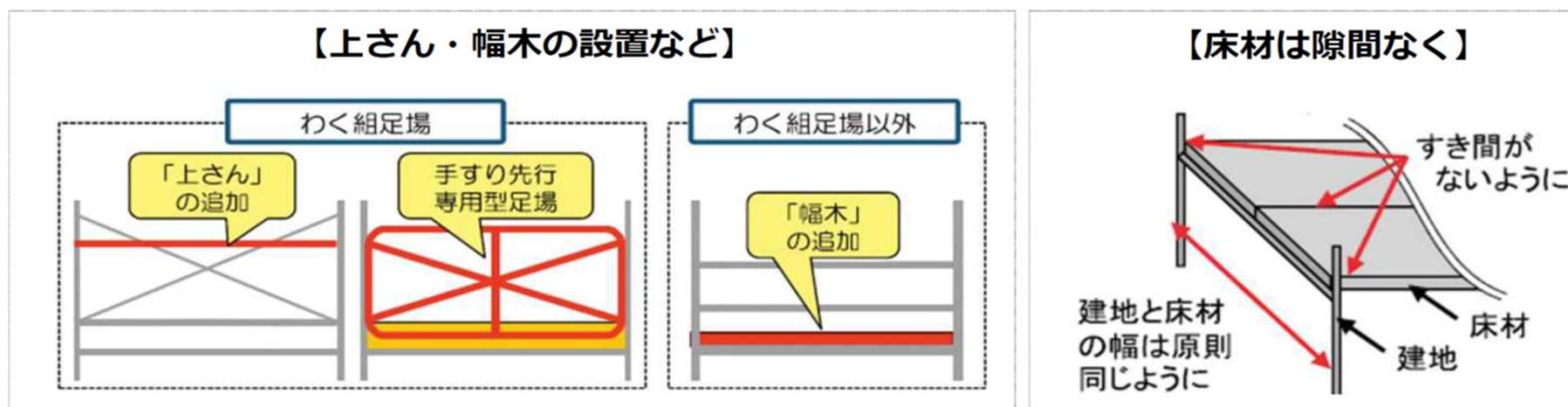
※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋

(<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/150618-2.pdf>)

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

(注) 詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください

⑤墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について
◎平成30年7月12日付け土技第225号 土木技術管理課長通知

出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、
以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。

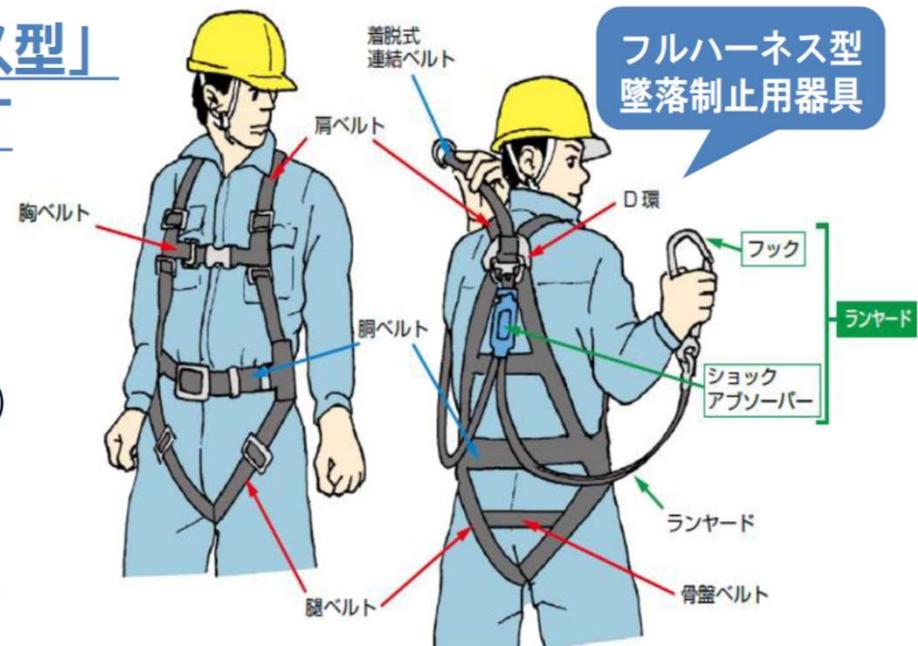
3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注5)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程



出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全带（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型（一本つり）」と「ハーネス型（一本つり）」のみとなり、「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全带」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（要求性能墜落制止用器具）」に改めます。

- ① 「安全带」を労働者に使用させることを事業者¹に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全带」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5ページ参照
2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

出典：厚生労働省パンフレットより一部抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日 (1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落 制止用器具の使用					使用可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行法令に基づく安全 帯の使用が認められる 猶予期間	使用可能（2022(平成34)年1月1日まで）															×	
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく 墜落制止用器具の製 造・販売	製造可能				製造・販売可能（2019(平成31)年2月1日～）												
現行構造規格に基づく 安全帯の製造・販売が 認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

（注）詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください

3) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止

車両系建設機械の用途外使用に関する研修を月に4時間実施している「安全訓練の中で実施すること」を義務付ける

車両系建設機械の用途外使用に関する基準（法令）について正しく理解し、受注者自ら適正な判断を行う。

不適正な用途外使用による事故の防止を期待

※用途外使用が認められているのは以下の条件の場合である。

建設機械名	用途外使用の作業内容	使用条件	規則条文
車両系 建設機械 (労働安全衛生法施行令 別表第7)	荷のつり上げ 作業	作業の性質上やむを得ない	労働安全衛生規則第164条及び 「車両系建設機械を用いて行う荷のつり上げの作業時等における安全確保について」(平成4年10月1日付け基発第542号)
		安全な作業の遂行上必要	
	荷のつり上げ以外の作業	労働者に危険を及ぼす恐れがない	

クレーン機能付きバックホウとは



◎2000年2月に労働省労働基準局より移動式クレーンとして使用が認められている。

◎クレーンの構造規格に合致した過負荷警報装置等の安全装置を装備

◎作業モードをクレーン作業に切換え、起伏操作により荷を上げ下げし旋回操作で水平移動させる

◎バケット操作はロックし誤作動を防止している

「クレーン機能付きバックホウ」→移動式クレーン

↑ ↓ 違いを理解

バケットに落下防止のフックを付けただけのもの→バックホウ

4) 建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施 及び誘導者、合図者の未配置による事故防止

(対象作業)

労働安全衛生規則または、クレーン等安全規則により誘導者の配置、立入禁止措置、あるいは合図者の配置が求められている作業



上記作業の安全確保に関する研修を「月に4時間実施している安全訓練」の中で実施することを義務付ける。



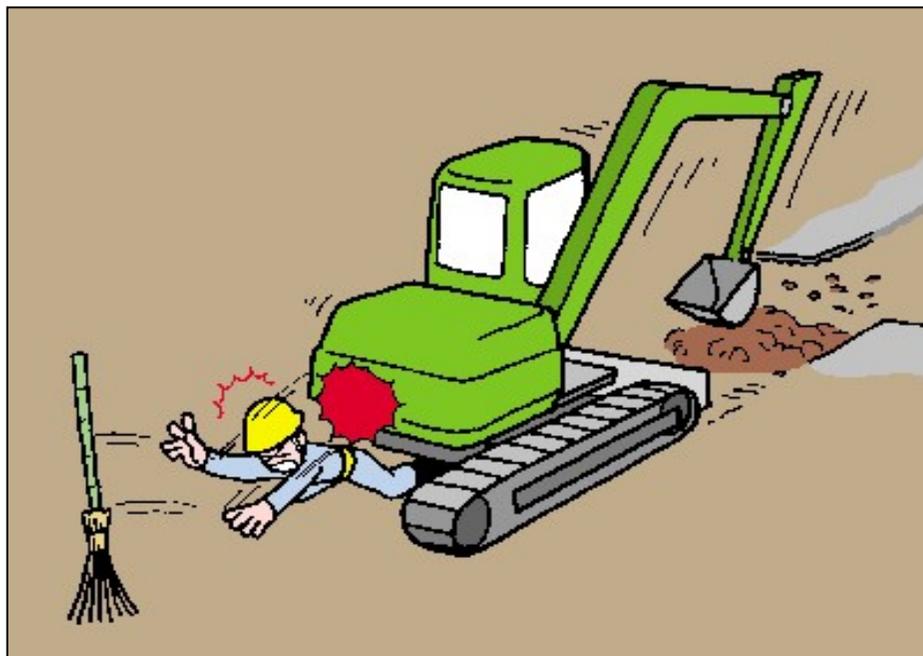
上記作業をする場合、誘導者や合図者の配置、立入禁止措置が適切か、請負者自ら、適正な判断を行う。



上記作業に伴う事故防止を期待

建設機械名	該当箇所	安全措置			作業員の立入
		誘導者の配置	立入禁止措置	合図者の配置	
車両系建設機械	運転中に接触の危険のある箇所	しない場合	必要	—	禁止
		する場合	不要	誘導者兼務可	可能
車両系建設機械	用途外使用の場合の、つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下する危険のある箇所	—	必要	必要	禁止
移動式クレーン	上部旋回体に接触する恐れのある箇所	—	必要	必要	禁止
移動式クレーン	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	—	必要	必要	禁止
車両系建設機械	路肩、傾斜地等の転倒、転落の危険のある箇所	必要	—	—	—

建設機械名	該当箇所	安全措置			作業員の立入
		誘導者の配置	立入禁止措置	合図者の配置	
車両系 建設機械	運転中に接触の危険のある箇所	しない場合	必要	—	禁止
		する場合	不要	誘導者兼務可	可能



左図の事故原因

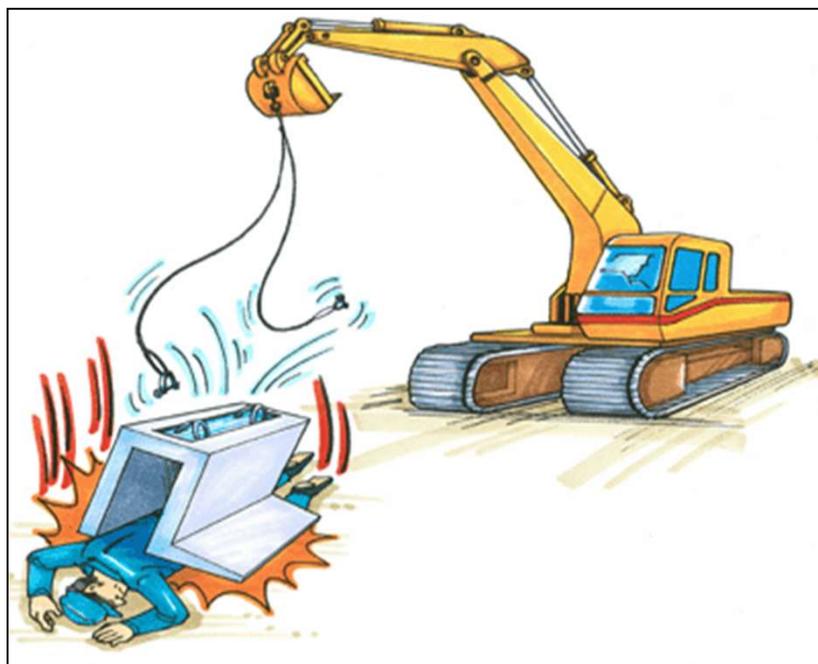
誘導者の配置をしない場合

- 立入禁止措置がとられていない
- 作業員が作業範囲に立ち入っている

誘導者の配置をする場合

- 誘導者（合図者）がいない

建設機械名	該当箇所	安全措置			作業員の立入
		誘導者の配置	立入禁止措置	合図者の配置	
車両系建設機械	用途外使用の場合の、つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下する危険のある箇所	—	必要	必要	禁止

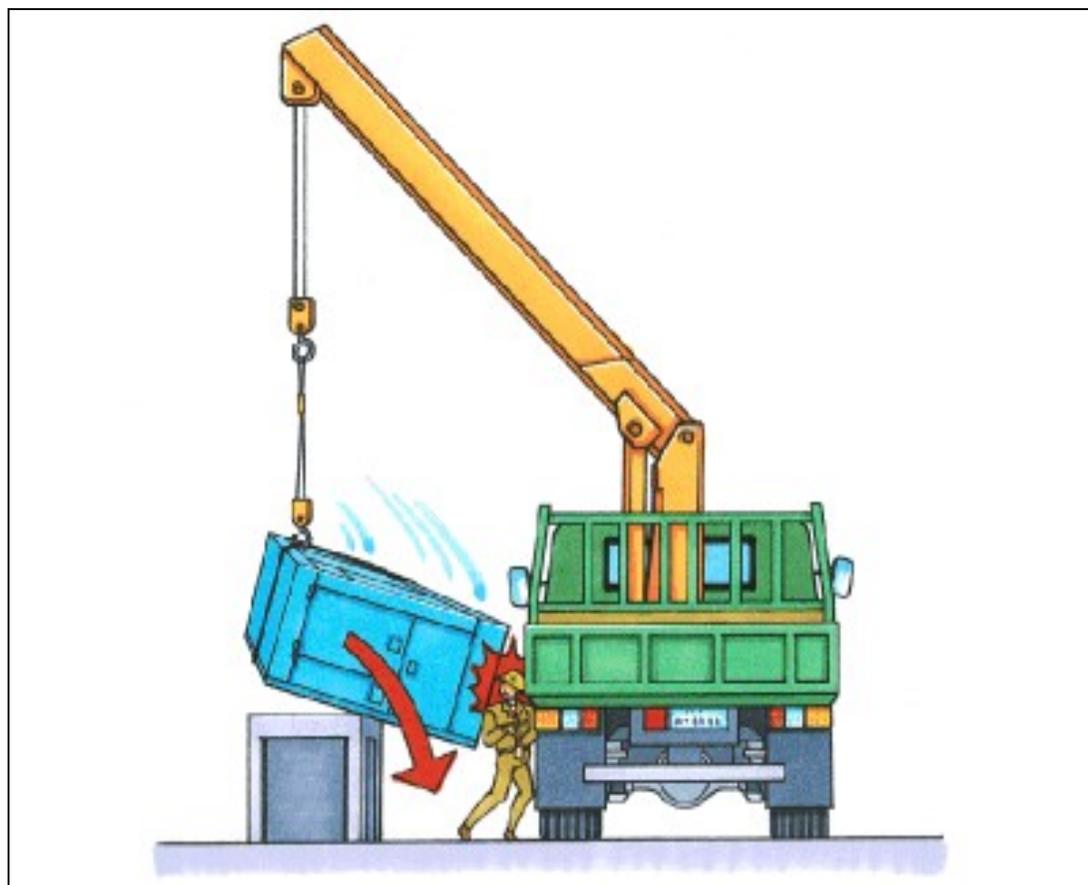


左図の事故原因

- 立入禁止措置がとられていない
- 合図者がいない
- 作業員が作業範囲に立ち入っている

誘導者を配置しても作業員は立入できない

建設機械名	該当箇所	安全措置			作業員の立入
		誘導者の配置	立入禁止措置	合図者の配置	
移動式クレーン	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	—	必要	必要	禁止



特定のつり上げ方法とは
玉掛けが1箇所等
(要するに外れる可能性のある吊り方)

左図の事故原因

- ・立入禁止措置がとられていない
- ・合図者がいない
- ・作業員が作業範囲に立ち入っている

建設機械名	該当箇所	安全措置			作業員の立入
		誘導者の配置	立入禁止措置	合図者の配置	
車両系建設機械	路肩、傾斜地等の転倒、転落の危険のある箇所	必要	—	—	—



左図の事故原因

- ・路肩に近接した走行なのに、誘導員がいない

5) ダンプトラック等による過積載の防止に係る指導事項

- ① 工事用資・機材、建設副産物等の過積載をしないこと
- ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと
- ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること
- ④ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること
- ⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること
- ⑥ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること
- ⑦ ①から⑥のことにつき、下請契約における受注者を指導すること

土砂及び碎石・As合材等の定量積載の例

- ▶均した状態で嵩高いっぱいまでは定量積載
- ▶均して運搬していない場合は、均して嵩高いっぱいまでと判断できる場合は定量積載



コンクリート、As殻、As切削殻の定量積載の例

- ▶平ボディの上への嵩高約20cmまでは定量積載

